

平成26年 第1回定例会

1 議事日程第2号

3月11日(火曜日) 午前10時開会

日程番号1	会議録署名議員の指名
日程番号2	一般質問
	1 清水秀雄 議員 ユートピアメールについて
	2 中村 貢 議員 NPO法人土幌町障がい者支援の会 ・地域活動支援センターの支援について
	3 大西米明 議員 スポーツを通じた地域振興について
	4 飯島 勝 議員 子育て支援について
	5 介護・医療見直しに対する自治体の対応について
日程番号3	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程番号4	議案第1号 土幌町庁舎等耐震改修事業基金条例案
日程番号5	議案第2号 土幌町社会教育委員に関する条例案
日程番号6	議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
日程番号7	議案第4号 土幌高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例案
日程番号8	議案第5号 へき地保育所条例の一部を改正する条例案
日程番号9	議報第6号 農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて
日程番号10	議報第7号 農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について
日程番号11	議案第8号 辺地総合整備計画の変更について
日程番号12	議案第9号 辺地総合整備計画の変更について
日程番号13	議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程番号14	議案第11号 公平委員会委員の選任について
日程番号15	議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程番号16	議案第13号 損害評価会委員の委嘱について
日程番号17	議案第14号 平成25年度土幌町一般会計補正予算
日程番号18	議案第15号 平成25年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号19	議案第16号 平成25年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算
日程番号20	議案第17号 平成25年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
日程番号21	議案第18号 平成25年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算
日程番号22	議案第19号 平成25年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算
日程番号23	議案第20号 平成25年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
日程番号24	議案第21号 平成26年度土幌町一般会計予算
日程番号25	議案第22号 平成26年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算

日程番号26	議案第23号	平成26年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程番号27	議案第24号	平成26年度士幌町介護保険事業特別会計予算
日程番号28	議案第25号	平成26年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
日程番号29	議案第26号	平成26年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
日程番号30	議案第27号	平成26年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
日程番号31	議案第28号	平成26年度士幌町農業共済事業特別会計予算
日程番号32	議案第29号	平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席議員（12名）

1番 秋間 紘一 2番 飯島 勝 3番 森本 真隆 5番 細井 文次
6番 出村 寛 7番 服部 悦朗 8番 清水 秀雄 9番 中村 貢
10番 和田 鶴三 11番 大西 米明 12番 加藤 宏一 13番 加納 三司

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育委員長 力石 憲二
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘
総務企画課長 寺田 和也 会計管理者 太田 靖久
町民課長 伊賀 淑美 産業振興課長 高木 康弘
建設課長 土生 明美 保健福祉課長 大森 三宜子
病院事務長 奥村 光正 特別養護老人ホーム施設長 波多野 義弘
子ども課長 高橋 典代 消防署長 荒田 雅則

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 堀江 博文 教育課長 植田 廣幸
教育委員会参事 笠谷 直樹 高校事務長 金森 秀文
給食センター所長 鈴木 典人

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局係長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

9 議事録

(午前10時00分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、清水秀雄議員及び9番、中村貢議員を指名いたします。
2		日程第2、一般質問を行います。 それでは、順次発言を許します。 質問順位1番、清水秀雄議員、ユートピア・メールについて町長に質問を行います。
	清水議員	おはようございます。質問に先立ちまして、一言申し上げます。未曾有の被害をもたらした東日本大震災からきょうは3年目です。避難者は全国で約26万7,000人とも言われ、9万7,000人の被災者がいまだに仮設住宅暮らしを余儀なくされています。亡くなられた多くの人々に対し、心からご冥福をお祈りいたしますとともに、不自由な避難生活を送られている方々に心からお見舞いを申し上げるものがあります。 それでは、質問に移らせていただきます。町長にお伺いいたします。ユートピア・メールについて伺いますが、町民の声を町政に反映させる目的を持って町民からまちづくりに対する意見、要望をお寄せくださいとしてユートピア・メールを始めて10数年が経過しています。ユートピア・メールをどのように評価し、今後の対応をどのように考えられているかについて伺います。
	加納議長	町長、答弁願います。登壇願います。
	小林町長	それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。 ただいま質問ありましたユートピア・メールについては、平成11年9月より町民の皆様の生の声を率直にお寄せいただく広聴活動の一つとして、総務企画課の企画グループに意見の広場を設置して郵便、ファクシミリ、あるいは電子メールを使って町政に対する意見や要望をお寄せいただいているところであります。開始から今年の2月までに14年5カ月たつわけでありますけれども、この間に寄せられた意見、要望は延べ270人で360件となっているところであり、主な内容としましては医療、福祉、教育、環境衛生、子育てなどの町民生活に密着したものが多くなっている状況であります。 ユートピア・メールの条件としては、原則でありますけれども、1つは住所、氏名が記載をされていることと、もう一つは意見、要望の内容が一方的な中傷でないことと、3点目としては意見、要望の内容

が明確であることというふうに行っているところであります。出されたユートピア・メールについては、全て私が直接目を通すこととしているところであります。お寄せいただいた意見や要望への対応については、住所、氏名など連絡先の記載のあるものについては意見、要望に対し、現状の説明、町としての考え方、それに対する町としての対応などとして回答しているところであり、連絡先のないものについても町政への声として担当課へ回付しているところであり、それぞれ貴重な意見、要望として町政の反映に努めているところであります。

会議等ではなかなか出しにくい生の声をお聞かせいただく方法として、有意義な取り組みとして考えているところでありますけれども、件数については1年平均でいくと25件でありますけれども、近年は若干減少傾向となっているところであり、PRに努めるとともに、改善策を検討しながら充実を図ってまいりたいというふう考えているところであります。協働のまちづくりを進めるためには、広報と広聴をしっかりとリンクさせ、共通認識を醸成させていくことが重要であるというふうに認識をしているところであり、今後においてもユートピア・メールの充実とあわせて町づくり懇談会やサミットなど、さまざまな広聴活動を展開してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
清水議員

再質問があれば許します。8番、清水議員。

ただいま町長からお答えをいただきました。町民から寄せられましたユートピア・メールについては270人、360件となっているというふうに町長も答弁をいただきました。私もちょっと調査させていただきましたが、この人数と件数について、それぞれ私なりに分析をさせていただきました。町長が1期目の町長に就任されてこれを始めたわけですが、この1期目の4年間、11年から14年まで、これはこの4年間で103人から167件のメールと意見が寄せられています。2期目の14年から18年だと思いますが、この段階では110人から123件寄せられています。1期目の167件というのは、360件に対して46.3%なのです。2期目の123人というのは34.1%です。合わせますと、この2期で8年間で80%の方々の意見や要望が寄せられたというふうになります。では、残りどうなのかと。あと20%なのですが、私はこの状態を見ていて町長に対しての期待、それが大きくあってメール、要望が多く1期、2期の段階で寄せられたということが言えるのではないかと。あと3期目から4期目、現在に至って極端に少なくなっています。19年から22年の3期目では46件しかないのです。実に12.7%まで落ちています。ここでは、いろいろ考えられると思うのですが、私なりの分析で申し上げますと多分期待、要望ではなくて、この段階では皆さん方は2期8年間頑張って町政を執行されてこられた町長に対してさまざま

まな批判が出てきたのではないかと。ところが、その批判を自分の名前を書いてそれを直接寄せるということについてためらいがあるのではないかというふうに思っているのですが、町長はどのようにお考えですか。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 町民の意見をお聞かせいただくというのは、これも一つなのですが、ユートピア・メールの数が減っているということについては、それは今おっしゃったとおりですから、もう少し私どもちょっと分析をするなり、もう少し別な方法がないのかということを検討していきたいと思えますけれども、2期目は例えばユートピア・メールにクイズを取り入れたりしているという取り組みをしたということもあるのかもしれないけれども、減ってきていることは間違いないわけですから、それはそれで受けとめさせていただいて、どこがどうしてとかということと、どう改善をしていくのかということについては検討していきたいと思うのですけれども、もう一つは意見が必ずユートピア・メールだけではなくて懇談会だとか、例えば出前講座だとか、いろんな形でやっているのですけれども、大体それと重複している人の要望、意見もあるので、ユートピア・メールはユートピア・メールでありますけれども、私どもはぜひいろんな形で聞かせていただくのでありますけれども、懇談会だとか、あるいは出前講座だとか、さらにはサミットというような形で女性の皆さんの意見も8回も重ねていただいているような意見をいただいているわけでありまして、そういういろんな声がお寄せいただくようなことをさらに私どもとしてはしっかり努力をしていきたいと思えます。

加納議長 再質問があれば。清水議員。

清水議員 今町長はそのようにお答えになっているのですが、その今町長がお答えになった部分も十分にあると思えます。私も伺っているところでは、ユートピア・メールというのは言ってみればまどろっこしいのです。メールで出して、町長から回答をもらって、さらにそれではそれに対してまた反論といいますか、またそれに対して意見を申し上げるということについては時間と暇がかかるし、まどろっこしいという意見もあります。だから、そういう点からいうと町懇なり、そういうところで直接町長と対話するほうが早くていいという部分もあるようです。そういう点での今後のメールのあり方ということについては、町長もおっしゃっているように改善の余地があるのだろうというふうに思います。

ただ、私が申し上げたいのはもう一点、別の視点から、先ほど申し上げましたように3期目、4期目になって町長に対してのさまざまな批判も出てきました。それに対してどのように町長が対応されるかということも必要なのだと思えます。これは、やっぱり一般町民から見

ますと、町長に対して直接物を言うというのは、これは大変なことだ
と思うのです。そういう点で、メールが寄せられなくなったという最
大の要因というのは、ここにも言われていますように町長は住所、氏
名を書いてくださいと。そうすると、住所、氏名を書かなかつたら言
えないのかと、メールを送れないのかというふうになるわけでしょう。
私は、そういう点で住所、氏名は別になくなつていいではないですか
と。先ほどから申し上げているとおり、批判的な意見というのはなか
なか言いづらいものなのです。ましてや町長に直接批判的なことを言
えるかといったら、そんな大層なことはできないというのが一般町民
ですから、そういう点で率直に批判も受けますよということが今大切
なところに来ているのではないかというふうに思うのです。私もそう
いう点では、そこのところを強く言われました。さまざまなことがあ
ると。大勢の町民がさまざまな意見を持っていますよと。言いたい
のだけれども、言えない。そうすると、今申し上げたようなことな
のです。それは私何ってみて、その意見というのは大切なことだと思
いました。やはりそれは直接町長に聞かせてあげて、これからの町政
執行に対して生かしていただく、それは非常に大切なことなのだとい
うふうに感じたのですが、その点について、この住所、氏名を書か
なければメールだめですか。余りそういうのを、アンケートにしても
土幌町のアンケートはよく住所、氏名を書いてくださいと、直接お
答えしますからと。直接お答えいただかなくなつていいのです、
そういう人たちは。住所、氏名を強制するということになってい
るということについて、私は改善する必要があるのではないかとい
うふうに思うのですが、そこのところはどのようにお考えでしょう
か。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

まず、ユートピア・メールの氏名、住所ということでありませ
けれども、先ほど原則としてこういうことだというふうになったこと
でそういうふうになっているわけでありませけれども、1つは必ずし
も住所、氏名を書かないからユートピア・メールを受けないとい
う考え方は持っていないで、そこはもう少しどうしても書きたくない
人、率直に意見を出してくれというふうに言っているのですけれど
も、ただうちのほうで答えをすれば住所、氏名をやっぱり書いて
いただかなければお答えできないということもありますから、そう
いうふうにするわけでありませけれども、ただどうしてもそれでは
書けないということについては、それを出していただくというよう
なことで周知をしていきたいと思ひます。それはそれで行政とし
て意見としてお受けをしていきたいなというふうに思うところ
でありませけれども、ただ私は意見、こういう時代ですから意見
を率直に町民と行政が協働していくというのは、言いにくいこと
もお互い言ったほうがいいではないかという、私も町のほうも
こうだよということを言いたいと思ひますし、

町民の皆さん方も率直に私でも職員でもそうですけれども、やっぱり言いにくいことも言い合いながら改善をしていくという、そういう行政の進め方という、町民と行政のあり方ということをやっぱり少し求めていくということもそうだと思うのです。

それから、もう一つは、批判をするということなのでありますけれども、私は批判は批判でしていただいて結構ですし、それは適切でなければ私どもが是正をしていけばいいわけですし、それはまたこうではないということであれば、それはそういう形でお答えをしていくということですから、私は行政のトップとして批判をいただくことは、それはそれで謙虚に受けていくということで、そういう政治姿勢で行政を進めていきたいと思えます。

加納議長
清水議員

再質問ございますか。清水議員。

確かにそのとおりだと思います。批判というのは、それはそれぞれ多種多様ですから、いいと言う人もあれば、それはおかしいと言う人もいるわけですね。それで、それぞれの批判を受けながら、それをどうするかというのは、それは受けとめた本人が、町長がどのように取捨選択してそれを具現化していくかということにかかわるわけですから、率直にやっぱり批判は受けるべきだと。そのことによって人間というのは成長していくわけですから、大切なことなのだというふうに思っていますし、そういう観点からいけば今おっしゃっているように原則としてというふうに書かれているのですが、やはりそれはどうしても書かなければならないのかというふうになるわけですから、一般的にアンケートとか、そういうのは差し支えがなければ住所、氏名を書いてくださいということになってよろしいのではないかと。それでこそ本音が伺えるということになるのだと思います。やはり本音を伺って、そういう中でさまざまな町民の見方というのはここにあるのかと、町長の町政執行に際してさまざまな参考になることもあるでしょうし、それは生かしていただくということがいいことなのだと思うのです。そういう点で、ぜひそのところは改善していただきたいと思えます。

その次の2点目ですが、2点目のメールの中では団体に対しての批判、そういうものについてはだめだというふうに書いていますね。そのことについて、条件の2として、意見や要望の内容が個人や団体等への一方的な中傷でないこと、こう書かれてしまうと団体等に対しての批判などはだめなのかなというふうにとられるのですが、これはどういう意図を持ってこのように明示しているのか、その点について伺いたいと思えます。

加納議長
小林町長

町長。

書いてあるとおりなのでありますけれども、一方的に例えば名前を書かないで、その根拠があるかどうかもわからなくて、根拠が確定で

きないような中傷というよりは、できる限りメールで建設的な意見を、批判は批判なのですけれども、できる限り具体的な建設的な意見を寄せていただく方法にしたいという、そういう趣旨でありますから、特段批判をすることがだめとかという、そういう趣旨ではないのでありますけれども、全体的に出しにくいということがあるのであれば、それはもう少し出しやすくするという方法をちょっと私ども内部で検討をしていきたいというふうに思うところでありますけれども。

それから、出された意見なのですけれども、大変ありがたいことなのですけれども、町づくり懇談会は特に農村部は30人を超えるような方がお集まりでいろんな意見をいただいていますし、さらにサミットとか分野別ということでそれぞれいろんな方々から積極的に意見を直接いただくということもありますから、だからそういう面でいくと必ずしもメールだけでなく、例えばサミットでいくと若い女性の皆さんも来て率直に言っていただくわけですから、必ずしもメールでなくてもいいのかなということもあるのでありますけれども、いずれにしても私どもいろんな角度で町民の皆さんから意見をいただきながら、例えば懇談会についても検討会議を開いて、聞きっ放しではなくてできる限り行政なり、あるいは予算に反映するという努力をさせていただきたいと思っておりますから、いずれにしてもメールについてもそういう減ってきたという状況の中でどこに課題があるのかということについては、私ども内部でいま一度ちょっと検証なり、検討なりをさせていただきたいと思っております。

加納議長
清水議員

清水議員。

今町長からそういうふうに直接お話を伺う場所があるというふうに言われているわけですが、しかし直接足を運んでさまざまな、女性サミットも行われましたけれども、そこに足を運んで意見を述べるということが出来る方というのはそれほど多くないのです。ですから、冒頭に申し上げましたように大勢の人たちがそういう不満を持っていますと。特にこの団体に対してのことを申し上げたいのですが、団体に対してなぜそういうことで制限するのですかと。例えば町が助成金を出している団体があるでしょうと。そういう団体の行っていることに対して、さまざまな意見や批判がやっぱりあって当然だろうというふうに思うのです。先ほども申し上げましたように、さまざまな視点を持っていますから、一方ではいいと言う人もあれば、これはちょっとまずいのではないのと言う人もいると思うのです。そういう意見も率直に寄せていただかなければ、そういう団体も育っていかないと思うのです。そういう点では、もちろん中傷という、何が中傷になるのか、何が参考意見になるのか、それも視点を変えれば違ってくると思うのです。ですから、それは私が申し上げたいのは、そういうことに別に制限する必要はないのではないのですかと。率直に批判を受けまし

ようよ。そして、そのことを生かしていく。土幌の町というのは、そういう点ではなかなかそういうグループとか団体、そういうものなかなか育ちにくい土壌を持っています。しかし、そういうことも改善していく必要があると思うのです。そういう点では、さまざまな批判をいただきながらそれを生かしていく、そのことが必要だろうと。だとすれば、こういう制限も外しましょうよ。私はそう申し上げたいのですが、いかがですか。

加納議長
小林町長

町長。

こういうふうに条件を原則条件としてつけているのですけれども、実際にはそれは中傷的な意見もあるのです。あるのですけれども、それを受け付けないということではないのですけれども、ただ町としてはできる限り具体的に改善できる、そういう意見にしていきたいということでのこういうことですから、必ずしもこの原則がないと受け付けないとか、実際には受け付けていまして、例えば団体にかかわることであれば団体に例えば本人の名前がないことでもこういう意見が来ているのだけれどもということのを問い合わせをして団体に対しても指導をしているところでもありますから、そういうことで対応していくのでありますけれども、ただこのことが条件が例えば出しにくい隘路になっているというのであれば、そこはやっぱり改善の余地があるかなということよく検討をさせていただきたいというふうに思うところでもあります。

それから、直接意見が、いろんな懇談会だとか、例えばサミットも含めてなのですけれども、行けない人はこういうメールでいただくということはあるのですけれども、広聴の方法が例えばこれで全てということではないので、町としても直接お伺いをするということもありますし、こういうふうに郵送なりメールなりで送ってもらうという、そういうものも併用しながら、できる限り多くの意見をお寄せいただくという、そういう姿勢で町としても臨んでいきたいと思えます。

加納議長
清水議員

ほかにございますか。清水議員。

私もそのように思います。メールだけが全てではないということはそのとおりだと思います。しかし、繰り返しになりますけれども、さまざまな今までのメールの条件として、そういう点で町民がなかなか率直に批判や意見を述べるのができにくい条件をつくってしまったということは、ぜひこれは改善されて率直な意見が伺えるような、町民の中にそういう不満が鬱積することのないように、そういうことが必要なのだと思います。特に私は、もう7期も議員をやってきました。その中で思っているのは、率直に意見を述べてくれるのはやっぱり女性が多いのです。そういう点では、今は昔と違いましてよく政治に関しても町政に関しても非常に興味を持っている婦人が多いのです。そういう点で、私にこれはおかしいよというふうに言ってくれて

いる部分でも町長に対しての批判やそれぞれあります。しかし、それはぜひ町長に聞かせてあげたいと。しかし、そういう方々は直接やっばりなかなか言いづらい。だからこそ無記名で率直に物を言えるような、そういう場面をつくって、ぜひ町政をしっかり進めていただきたいということがあるのだと思うのです。人間というのは、そういう点ではやはり大きな批判もそれぞれ受け入れて自分を磨き上げていくということが必要なのだと思います。死ぬまで勉強ですから、人生。そういう点では、町長が今4期目で頑張って、これは最後の年度になるわけですが、そういう点でこれからどのように町政を進めていくのかということについても、それぞれまた町長の頭の中に描いていることはあるのだと思うのですが、それに対してまた町民はさまざまな意見を持っていると思います。そのことを率直に受け入れるという、そういう懐の深いところも必要なだろうというふうに思うのです。そういう点で、ぜひ改善すべきところは改善するという方向で、メールもやはり必要なのだと私は思っています。ですから、多くのメールが再び寄せられるような、そういう条件づくりということも必要だと思うのですが、その点について再度伺って質問を終わりたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

ただいま清水議員がおっしゃったようなことを私も大体そういう方向で行政を進めていきたいということでもありますけれども、しっかり意見を出していただいて、私どもとしてしっかり議論をしながら政策展開を図っていくという、そういう姿勢で今後ともまちづくりを進めていきたいと思いますので、なお一層指導をいただくとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、中村貢議員、NPO法人士幌町障がい者支援の会、地域活動支援センターの支援について町長に質問を行います。

中村議員

まず、質問に先立ちまして、先月にご逝去されましたNPO法人士幌町障がい者支援の会設立当時の初代の前理事長、遠藤弘美さんにおかれましては組織の基盤づくりから、本当に一番厳しいときに多大なるご尽力を賜り、衷心より感謝しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、町長に質問させていただきます。NPO法人士幌町障がい者支援の会、地域活動支援センターの支援について。特定非営利法人士幌町障がい者支援の会が障害のある人たちが自分の生まれた町、士幌町で暮らしていけるよう支援をする、このことを目的で平成21年の12月に発足をしました。平成22年4月からは、地域活動支援センター、しほろほのぼのホームと日中一時支援事業、すずらんの家との2つの事業を町からの委託で運営を始めました。今年で発足から約5年目を迎えるわけですがけれども、利用者も多くなり、また平成24年度には

障害者就労継続支援事業所Bを設置しました。利用者の就労に向けて職員及びボランティア関係者の皆さんが運営に当たっては努力をされております。今年度は、障害者総合施設、就労継続支援事業B型の施設建設が予定をされていますが、今後のNPO法人士幌町障がい者支援の会の支援についてどのような考えを持っておられるのか、町長の所見を伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。

それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

NPO法人士幌町障がい者支援の会には、ただいま中村議員がおっしゃいましたとおり平成22年4月からは地域活動支援センター及び日中一時支援事業を、それからさらに平成24年の2月からは就労継続支援B型事業所を設置し、町と連携しながら精力的に運営を行っていただき、障害者支援の推進に大きく寄与をいただいているところであります。特に今中村議員からもお話もありましたように、先日ご逝去された遠藤弘美前理事長におかれましては、NPO法人設立当時から法人運営あるいは事業推進に多大なご尽力を賜ったところであり、衷心より感謝を申し上げるとともに、ご冥福をお祈りするものであります。

さて、中村議員の質問は、今後の障がい者支援の会の支援内容ということでもありますけれども、まず平成26年度の予算案においてでありますけれども、2つの施設の管理費、光熱水費等でありますけれども、167万3,000円、それから地域活動支援センターの運営助成金として95万円、それから障害団体活動助成金として、人件費でありますけれども、871万5,000円、それから障害者就労事業助成金85万円の合わせて1,218万8,000円に加えて、平成26年度においては障害者総合施設の建設補助金として9,052万8,000円を予算計上しているところであります。

なお、障害者総合施設についてはNPO法人が建設主体となるものでありますけれども、町としても各課連携のもと、全面的にバックアップをしてまいりたいというふうに考えているところであります。今後とも法人運営あるいは事業推進が円滑に推進されるよう支援を行いながら、障害者の方々が安心して暮らせる町の形成に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、中村議員への答弁とさせていただきます。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。9番、中村議員。

今町長から支援をするということで答弁いただきましたけれども、ここでまず1つ目としては利用者職員との体制についてお伺いをしたいと思います。

初めに、5年目を迎えましたけれども、開設時からの利用者の現況、例えばもちろん身体、精神、障害者は3障害ということでもありますけ

れども、その利用されている数、もちろん登録もあるのですけれども、登録及び数、それからいわゆる今通われている障害者の等級などを伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

それでは、ただいまの利用者の状況あるいは職員体制等については大森保健福祉課長からお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

開設時、平成22年4月の地域活動支援センター登録利用者は身体障害者2人、精神障害6人、知的障害2人で合計10人でございます。現在26年3月の利用状況につきましては、身体障害者2人、精神障害者6人、知的障害者7人の合計15人でございます。等級につきましては、身体障害者2人については1級が1人、2級が1人、精神障害者6人の等級につきましては2級が5人、3級が1人、知的障害者7人につきましてはA判定が2人、B判定が5人という状況でございます。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

今伺ったことについては、また再度まとめて質問したいと思うのですけれども、続きまして今これだけ現在で、開設時が10名と、それから現在では15名という、5名の利用者の方がふえております。これに伴いまして、地活の職員、要するにこれに対して対応する職員というか、担当者の数をお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

現在のところ、6名で職員を採用しているのですけれども、内訳については大森保健福祉課長からお答えをさせていただきたいと思いません。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

職員数は、平成22年4月時点で施設長を含めて3人でスタートいたしました。24年4月に1人増員し、同年10月に1人増員、25年4月に1人増員ということで職員をふやしております。しかし、25年4月採用の職員は9月に退職したため、パートを入れて補充している状況でございます。

以上です。

加納議長
中村議員

再質問があれば。中村議員。

私も開設当時から現理事長になられました方と2人で携わったもので、私も当初理事でいましたので、その関係でよくわかっているのですけれども、当初、開設当時3名ということで、そのほかにいろいろどうしても利用者の対応ができないということで何人かのボランティアをいただいていたということでありまして、現在26年については、今詳しく聞こえなかったのですけれども、26年の現在の3月の今時点

加納議長
大森保健
福祉課長
加納議長
中村議員

で何名いるかだけちょっと聞き忘れたのですけれども。

保健福祉課長。

職員については6人でございます。

中村議員。

いわゆる当初の3名から6名、そういうことで現実に26年の3月時点で6名ということであります。実際に、例えば現在10名から15名となりましたけれども、いわゆる私が当時のときには個別支援というのですか、その方は1名か、それぐらいということで実際には何とかそれでやりくりできたのです。現在25年の後半から、25年の開始からそうなのですけれども、いわゆる個人支援をする人がふえたということで、当然今の体制、確かに職員は今たまたま資料を見ますと、要するにB型の設置に伴って、どういう人が必要かとなってきますと、まず管理者が1人です。それから、サービス管理責任者が1人と、そのほかに生活指導員が1人と。これは、生活指導員については人数によってはふえてくるわけなのですけれども、そのほかに職業指導員ですか、これらの職種を置かなければいけないということになっています。当然ほのぼのホーム自体も運営をされているわけですから、そうすると当然ダブルで職員の方はこなしているのですけれども、やはり一番大切なのは個人支援をしなければいけない利用者の方がふえたということなのです。実際にはB型の支援の関係上もあって、何とか利用者の企業を訪問しなければならないということでかなり負担がかかって、特に本来はこうしてあげたいと、利用者に対してこういうふうにしてあげたいと。個人支援で個人的に私はこういうふうにかかわっていきたいと思っても、いわゆる1人しかその資格ですか、それに担当している資格を持った人が1人しか現在いないということで、非常に重責を担っているということであります。現在6人とおっしゃっていますが、現在その中で本当に資格のある方が何人おられるのかということが問題になってきますけれども、それぞれ皆さんその中でも一生懸命頑張っておられます。あくまでも利用者が第一ということで、利用者の思いに従って一生懸命毎日苦勞、努力をされております。

私がちょうど議員になったときですから、23年の最初の質問がこのように同じような質問をしております。そのとき町長は、人員の配置も含めて十分検討しながら支援をしてみたいというお答えをいただいております。その中で、現在5年たった今の現況を踏まえての町長の考えを改めて伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

今ご案内のとおり、日中一時支援と、それから地域活動センターは別の施設ということで、非常に人員配置ではちょっと非効率的なところがあるのでありますけれども、今度は一般になるということで、そ

こは少し連携してより効率的な運営ができるということになるのだと思いますけれども、その中で個人指導もお話がありましたけれども、施設の中には個別に対応する個室等も配置をしながら整備をしていくわけでありまして、いずれにしても新しい施設の中でどんなふうに体制が必要なのかという点については、法人のほうと十分協議をしながら対応をしていくというふうに考えているところであります。

加納議長

再質問。中村議員。

中村議員

ぜひ本当に現況を踏まえて、その人材、職員の配置等をしっかりと考えていっていただきたいと思います。

続きまして、次に施設についての質問をさせていただきたいと思いますが、まずNPO法人士幌町障がい者支援の会と障害者総合施設の建設が予定されているということでもありますけれども、まずその施設の概要ですか。概要というのは、500m²以下ということだけは知っているのですが、その面積ではなくて中身、例えば個人相談室だとか、それからそれぞれの作業所ですか、その辺がどういうふうに行けるかというのをお聞きしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長

施設の概要については、先般の議員協議会でもお示しをしていたところでありますけれども、まず施設の場所なのでありますけれども、現在の環境改善センターの西側の町有地と一部民有地も確保しまして今回は失対事業で整備をしたのでありますけれども、あそこの位置に建てるという予定でありますけれども、まず本体の面積なのでありますけれども、496.86m²ということで、中身としては1つはミーティングルームということで38.5畳とプレールームが48畳ということでありますけれども、そのほか施設の種類、部屋の種類としては作業室が2室と、それから日中活動ルームが2室ということと、それから日中一時支援事業にかかわっては先ほど申し上げましたように個室が3室というようなこととあわせて、あと一般的な施設の食堂であるとか、事務室であるとか、トイレであるとかを設置をしているところです。トイレについては、一般と子供用と多機能便所という、そういう3つの種類のトイレを整備をしようということでもあります。これが本体事業であります。それに加えて、現在の日中一時支援事業で利用しているところの面積が390.17なのでありますけれども、ここについては室内作業であるとか、あるいは物品保管と、あわせて雨天であるとか冬季の活動として補助施設としてつないでいきたいという、利用していきたいということでもありますけれども、この2つの施設をつなぐために渡り廊下を25.13m²ですから、廊下でつなぐような施設になっているところであります。

加納議長

再質問。中村議員。

中村議員

今それぞれミーティングルーム、それからプレールーム、それから

作業所3つ、それから活動ルーム3つと、それから個室、相談室ということだったのですけれども、それが3室ということで話がありました。となれば、かなりの面積が必要でないかということが予想されま
す。今現在498m²ですか、ちょっと数字ありましたけれども、果たしてこれでそれだけの施設が本当につくれるのかどうか疑問なのですけれども、当然それを建てるに当たってはNPO法人の障がい者支援の会のもちろん利用者、それから職員、それから理事並びに関係者と保健福祉課と、もしくは町のほうでも十分なる協議の結果できたと、決めたと思うのですけれども、今説明を聞いていますと何かこれだけの全部で12、3の部屋ですか。果たしてそれでこの四百何m²でできるのかなという疑問が生じるのですけれども、まずその協議の結果というのですか、その辺は相談をされたという施設の概要を決めるときのその経緯についてもう一度お聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

まず、施設概要に向けて町とNPO法人で連携しながら続けてきたということで、道内的には一昨年ですか、それぞれ町の関係者とNPO法人の関係者で道内の施設を見学したということ踏まえて、町のNPOの協議というのを6回ほど重ねながら内容を精査をして、さらに私ども内部、町としての建設課あるいは保健福祉課も含めた内部協議として5回ぐらい開催をしながら500m²ということにしたわけでありすけれども、協議の中ではもっと面積があったほうがいいのではないかという話もあったのでありすけれども、ただ1つは500m²を超えると、議会でもお話をしたのでありすけれども、構造計算とか本体価格についても1,000万円以上高くなるということが1つあるということと、それからもう一つ協議の中では先ほど申し上げましたとおり本体施設は大体約500m²以内になったのでありすけれども、現在の日中一時支援の施設を補助機関として活用していくということをNPO法人の皆さんにも了解いただいたというふうに認識をしているところでございます。

加納議長
中村議員

中村議員。

確かにいろいろとあるのでしようけれども、いわゆる予算的なものがあり、本当は恐らくNPO法人のほうではやはりもう少しと思ったのでしようけれども、これはやむを得ないということなのですけれども、ただ所管調査では私たちもよそのを見に行きましたけれども、いわゆる知的、精神の方々、もちろん身体もそうなのですけれども、3障害の方々と一緒にところで作業なり、いろんなミーティングとか、行動をともにしていると。これは考えられないと、そういう指摘を受けてまいりました。もちろんそこも当初、開設当時はそういう形であったのですけれども、順次その後いろいろと協議をしながら、現在はそういうことは考えられないということでそれぞれ作業所、要するに

その障害、利用者の方に合った共同作業所というのですか、それが現実には必要だろうと。だから、今回施設をつくるに当たっても恐らくNPOのほうからは、いわゆるそれぞれ知的の利用者の方はそれなりの施設、それから精神の人たちは精神のそれなりの作業施設ということで、そういう要望があったのではなかろうかと思えますけれども、ただ現実やはり予算の関係だとか、いろいろな問題があってそれは無理だということで、NPOの方も渋々納得されたのではないかと思うのですけれども、いずれにしてもつくってもらうことは、これはありがたいことなので、本当にいいことだと思うのですけれども、ただやはり利用者ありき、本当にそこを使う方の目的に応じた施設をつくるのが本来の姿でないかと思えます。それで、今回も当然それはできてしまいますけれども、例えば利用者の数がふえて、やはりどうしても分けてやったほうがいいということになれば、できれば増築、増改築するなりしてそれなりの対応をしていただきたいと思います。

それで次、ではこの建物については新聞報道でも町のほうからも話があったのですけれども、いわゆるNPO法人士幌町障がい者支援の会のほうで建てますよということなのですけれども、どう見ても現実無理な話でありまして、当然町が窓口にならざるを得ないと思うのですけれども、その辺の支援についてちょっと伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

まず、3障害ということのお話がありましたけれども、国の方向としても地域における障害者支援というのは3障害を一緒にということなのか、あわせてということですから、そういうことになるわけでありませうけれども、ただ実際にその中でいろんな支援をしていくということになれば作業所なり、あるいは日中活動なり、個室も含めて何室か要るから、その中での利用を、あるいは分けてやる必要があるならそういう工夫をしていただくということと、あわせて補助施設を有効に活用していくという方法でも検討をしていただくのだというところがあります。

それから、一応施設としては本町の地域活動支援センターとしては20人ということが上限ということと、それからいろんな障害者の施設だとか、そういうあれがあるのでありますけれども、地域活動支援センターの基準ということ、基準の方に利用してもらうという、そういうことになっていくのだというふうに思うところであります。

それから、もう一つは、当然建設主体はNPO法人ですから、いろんなこれからやるとすると例えば入札をどうするかとか、具体的に言えば入札をどうするかとか、あるいは施行管理をどうするかといういろんな具体的なことがあるのだと思うのですけれども、それについては先ほど申し上げましたように町の保健福祉課なり建設課を含めて町としてバックアップをしていきたいというふうに思っているところで

<p>加納議長 中村議員</p>	<p>あります。</p> <p>中村議員。</p> <p>その施設の発注方法というのは聞きましたけれども、ぜひできれば町内業者というのですか、いわゆる安いからどうこうではなくて、あくまでも地元を優先的に使っていただきたい。というのはなぜかといいますと、やはりこの支援についてもいわゆる企業、後ほど申し上げようと思ったのですけれども、いわゆる地元の企業なり、そこで支援の方々、利用者がお仕事を、理解を得ながら勤めている経緯もあります。ですから、単純に地元企業の優先というのも簡単に言うのではなくて、最終的には理解を得るという考えで地元の企業に建ててほしいということでありまして、これが将来的にはやはり利用者の方々に対しても理解を得られるということになるので、あくまでも安いとか高いとか、そういう基準ではなくて、あくまでも地元業者、本当に利用者が地元企業にこれからもお世話になることを考えまして、何とか地元のあれでお願いしたいと思います。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。</p> <p>今までの町のいろんな工事とあわせて、地元業者にできる限り施工していただくというのはもちろんなのですけれども、ただそれはつくるとすれば法人がやっても恐らく町の基準に基づいてやっていくということが適切ではないかなというふうに思うのでありますけれども、そうすると今の規模でいくと恐らく7社くらい入札、指名が7社くらいが要するという基準もありますから、そういうことも含めて適切な施工ができるように、これは補助事業ですからやっぱり会計検査等も踏まえながらですから、そういうことではきちんと発注なり施工をしていく必要があるということでありまして、ただ言われたように地元の業者もできる限り使うということについては、それを踏まえて法人とも協議させていただきたいと思います。</p>
<p>加納議長 中村議員</p>	<p>ほかに。中村議員。</p> <p>ぜひよろしくをお願いします。</p> <p>それと、これは最後の質問なのですけれども、いわゆる就労継続の支援のB型ということなのですけれども、今現在は今の施設も7つの事業所にお世話になってやっております。それぞれの清掃、ほとんどが清掃業務もしくは簡単な作業なのですけれども、将来的に5年、10年先を見ますとやはり私は授産事業をやったほうがいいのではないかと思います。例えば今回もちょっと視察に行ってきたのですけれども、キノコ、いわゆるシイタケ栽培ですか。これは、本当に例えばいわゆる2とか3、4ぐらいの方でも当然指導者が1人いれば十分それでやっていけるという簡単なものでありまして、実際土幌町には、本町は特にミニトマトですか、ということでJAさんで、よそのことをお願いしてもあれですけれども、JAさんでハウスもやっています。そこ</p>

で空きハウスもありますし、今はバイオガス、いろいろと電気だとか燃料だとかもやられていますので、それもそこで利用させていただければかなり安くできるのではないかということと、多くの方がそこで栽培に携わることによって、ほのぼのホーム自体も一緒になって、その作業所と一緒にそれをつくるという利点があるので、これは案なのですけれども、この辺も考えてみてはどうかということであります。

あくまでも先ほど言いましたけれども、やっぱり一番大事なのが作業所は別々が妥当でないかと思うのです。なぜかという、そこで例えば授産事業をする場合でもやはりその中でその人に合った技術、できる仕事、それを指導者はお願いしてそこで力をつけてもらおうと。今は、この施設も名刺だとか、それからパソコンの解体だとか、いろんなことをやられていますけれども、何とか手をつけて授産事業でそこで事業を行って、それで何とか月当たりの工賃、賃金を稼ぐと、そういう方向で持っていけばかなり楽な状態というのですか、無理をしなくてもやれる状態がつかれるのではないかと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

今おっしゃったように、例えば花をつくったり、野菜をつくったりということも含めて用地を利用してやりながら工夫をしていただければいいのではないかと思うのですけれども、言われました授産事業等のシステムとか、そういうことについては保健医療福祉センター長からちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長
山中保健
医療福祉
センター長

保健医療福祉センター長。

今障害者施設での授産事業等についての質問がございましたけれども、事業自体の選んでいくのは事業所の使命でございますので、事業所がどのように考えていくかということもございまして、利用されている方々の特性などを見ながら、順次いろんなことにチャレンジしていただければよろしいと思いますし、町としてもそういったものに応援できるような体制を組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

加納議長
中村議員

中村議員。

これは質問ではなくてお願いなのですが、要は所管調査でも述べているのですが、現実にその作業所へ行きますと、その事業所の職員が障害を持って生まれてもその町で一生暮らしていける町をつくるのが行政の責務だと思うというふうに語っていただきました。本当に財政等大変厳しいと思われまして、障害のある人たちが本当に自分たちの生まれた町で、土幌町で暮らしていけると、そこで仕事も得るといふ形なので、その原点に立ち返りまして利用者を

<p>加納議長 小林町長</p>	<p>最優先とした支援体制をお願いし、質問を終わりたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>今中村議員がおっしゃったとおりなのですけれども、今は15名の方が利用をいただいて、それぞれ現場としてはいろんな課題があるのでありましようけれども、私が見る限り非常にそこに通うことによって改善されたなという、個々の見たら少し表情だとか、そういうことも含めて改善されたというふうに私どもも現場を見させていただいてもそうですし、町の中でもそうなのでありますけれども、そういう面では非常に現場の法人の職員の皆さんの大変な努力もあって効果を上げているわけでありますから、そういう意味では今後ともぜひこの施設が障害者の拠点として障害者が安心して住める町になるように、そういう役割を果たしていけるように私どもも努力をしていきたいと思ひます。</p>
<p>加納議長</p>	<p>以上で中村議員の質問を終了いたします。</p> <p>ここで11時13分まで休憩といたします。</p>
<p>午前11時02分 休憩</p> <p>午前11時13分 再開</p>	
<p>加納議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>質問順位3番、大西米明議員、スポーツを通した地域振興について町長に質問いたします。</p>
<p>大西議員</p>	<p>それでは、町長に対しましてスポーツを通した地域振興についてちょっと考えをお聞きいたします。</p> <p>17日間のスポーツの祭典が幕を閉じた冬季オリンピックソチ大会、日本選手団の大活躍で国民に大きな夢と感動を与え、国威発揚につながったのではないかと思います。特に選手の地元では、大勢の地域住民がパブリックビューイングで熱い声援を送っているのを見るにつけ、土幌町出身の選手がそこにいないのがまことに残念でなりません。土幌町にも小中学生で全道、全国大会に出場し、活躍している子供たちが大勢います。子供たちの潜在的な能力を引き出し、優秀な選手を育て、スポーツを通して地域振興につなげてはどうかと思ひます。十勝出身のアスリートが全国トップクラスに成長を遂げてもUターン就職できないため、次世代の指導者となる人材が十勝に定着しないという課題があります。そこで、全日本クラスで活躍したトップアスリートを社会人枠等を活用して町に雇用し、町の将来を担う子供たちのためにスポーツ指導を行わせてはどうかと思ひますので、町長のお考えをお聞きします。</p>
<p>加納議長</p>	<p>町長、答弁お願いいたします。登壇願ひます。</p>
<p>小林町長</p>	<p>それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひま</p>

す。

本町では、町民の健康づくり、あるいは青少年の健全育成、良好なコミュニティーの形成などを狙いとしたこれまでのスポーツ振興に加えて、一昨年からはスポーツ合宿や大会誘致を行うため士幌町スポーツ合宿等推進協議会が設置され、さまざまな活動が展開されているところでもあります。昨年10月には、全日本の女子バレーボールチームの合宿が行われ、町内はもとより十勝の多くの子供たちがトップアスリートの練習や試合に間近で触れることにより大きな感動を与えるとともに、その成長につながったと思うところでもあります。

まず、本町における子供たちのスポーツ活動でありますけれども、主に幼児、小学生は少年団活動、中学生はクラブ活動として行っているほか、種目によっては専門的な指導も行われているところでもあります。その活動状況でありますけれども、幼児については3種目で約20名の方が参加しているところでもあります。小学生については12種目で約400名の方が所属をしているところでありまして、中学生については11種目で130名ということで、合わせて550名の幼児あるいは児童生徒の皆さんがスポーツ活動をしているところです。

次に、その指導なのでありますけれども、学校教員とスポーツ団体の一般指導者を合わせて約120名の方に携わっていただき、その振興を図られているところであり、町としては体育連盟やスポーツ少年団への助成とあわせてスポーツ施設の整備などの支援を行っているところでもあります。これら子供たちの頑張りや指導者の方々の努力により、各種大会で活躍しているところであり、十勝はもとより全道、全国、さらには国際大会で入賞するなど新聞紙上でもその様子が報じられているところでもあります。子供のスポーツ活動は、各種大会での活躍はもちろんでありますけれども、健やかな成長だとか、さらには元気な町のためにも重要な取り組みというふうにも位置づけをしているところでもありますけれども、近年学校における指導者が減少しているという傾向があるところであり、社会人指導者の確保であるとか、指導に携われる環境づくりが今後必要になってくるといふふうに認識をしているところでもあります。未来へ羽ばたくアスリートの育成のため、あるいは優秀なスポーツ指導者の人材確保や定着を図り、競技スポーツの推進はもとより、スポーツを通じた地域貢献に資するため、今後スポーツを所管する教育委員会とも連携をしながら、トップアスリートに関する情報収集を行うとともに、町や町内の企業、団体における雇用であるとか派遣契約における活用など、すぐれたスポーツ指導者の確保の方策を検討してまいりたいというふう存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長

再質問があれば許します。11番、大西議員。

大西議員

今の答弁をお聞きしますと、町内の子供たち550人がスポーツで活動をしているということで、指導者も中学校ではクラブ活動で教員の先生方、そして一般ではスポーツ少年団では一般の方の指導者が指導していると。本当に120名の方には、心より敬意と感謝をしたいと思っております。そこで、学校ではなかなか先生方がクラブ活動を見る先生が少なくなったということで、今町長も答弁でありましたように減少してきているだろうと。それから、スポーツ少年団も今はかなりレベルの高いところまで子供たちがいっているので、専門的な指導というのも必要になってきているのだと思うのです。指導者の中には、すばらしい技量を持った指導者もいますけれども、全体的にはやっぱり足りなくなっているのだと思うのです。それで、町としてはスポーツ団体だとか少年団に助成をしている、それから施設を整備しているという金銭的なそういうかかわり方をしているけれども、やはりこれからは人材の派遣をもってそういう子供たちの育成に当たっていくときが来ているのではないのかなと思っています。

また、私が一番今なぜここでこういう質問をしているかということ、ソチオリンピック終わってまだ半月しかたっていないけれども、メダルをとった人たちはそれなりに名前を覚えているかと思えますけれども、入賞した人でも、入賞をできなかった選手もいます。そういう人たちのことはもう、その出身地の人は覚えているだろうけれども、とくに国民は忘れてしまっていると思うのです。それで、選手というのはみんなオリンピックを一つの目標として、自分たちの青春をそこにかけて一生懸命努力してオリンピックを戦ってきたのだと思いますし、またオリンピックに出れない方も努力は同じぐらいしているのだと思うのです。ただ、学生は学校を卒業して、今度その支援をしてくれる企業を探すのに非常に苦勞をしていますし、このオリンピックを境にそれを終わって競技者が、アスリートがその競技から身を引く、だけれども就職先がない。世界の国というのは、オリンピックのニュースでいろいろやっていますから、メダルとった方々は大体一生食べるぐらいのことはありますけれども、日本の場合は金メダル300万円、200万円、100万円ということで金銭的に大した金額でもありませんし、その人たちが競技を終わって指導者としてその競技に残れる人というのは本当にごく一部しかいないのです。ですから、土幌の子供たちも一生懸命努力してオリンピックを目指して、そういう選手が出てくると思うのです、これから。そうしたときに、終わっても今度そこまで努力した子供たちが就職に悩むとか、そういうことをさせる社会というのはいかがなものかなと思って私は今回ちょうどオリンピックの終わった後、みんな自分らの進路を悩んでいるアスリートたちのためにもこういう道を土幌町が先陣を切ってやっていただきたいなと思っています。

十勝館内でもアスリートを教育委員会なりに雇用しているのは、帯広市で昔オリンピックで活躍した川原選手、あとは聞くとところによると足寄町に大分昔活躍した人が1人入っているぐらいで、このスケート王国十勝ですら町だとか、そういう企業で指導者を雇用しているところって本当に今言った2つぐらいしかないのです。選手でも企業がなかなか今こういう経済状態ですから雇用しない。スケート部、野球部でもだんだん廃部になっていくところが多いのです。ですから、木野の歯科医院かどこか、帯広の病院が選手を雇用したり何かして支えているのですけれども、あの人らも選手の寿命が終わったらそこでいれなくなってしまいます。だから、士幌町の出身でなくてもそういう高度な技術を身につけたトップアスリートの人たちが地元に戻ったり地域に戻って子供たちを、そこでその技術を子供たちにつなげていってまたすばらしい選手が出て、またそれが順繰り順繰り回るようなシステムをつくっていかないと、日本人の悪い癖でオリンピックのときだけはメダル、メダルとプレッシャーばかりかけて、とれないと何かもう知らぬよみみたいな話になってしまうけれども、やはりきちっと社会がそういう選手たちを支えていくようなシステムづくり、ぜひ士幌町が先陣を切ってやっていただきたいなと思っていますし、町長は答弁の中では町または町内企業を含めて、そういう選手を雇用に導きたいというようなあれでありますから、多分町でそういうトップアスリートを雇用していくのだと思いますけれども、町内の企業だとか団体等ということはありませんけれども、大体想像はつくのですが、そういうところに町として今後そういう選手の指導者を雇用するのか、もしくは選手としてバックアップしていくのかというようなことがあるのだと思いますけれども、町としてはどういうところを考えて町長はこの団体だとか企業という答弁をしたのかちょっとお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

まず、一般的には少年団活動だとかクラブ活動というふうにやっているわけでありまして、今スケートなんかを見てもそうなのですけれども、ある程度強化選手のような形でクラブ的にやっているところもありまして、帯広のオーバルに行って練習しているということであるとか、そういう面ではよりレベルの高いものを目指すという、そういうことになっていくためには、そのためにはやっぱり今大西議員がおっしゃったとおり人材の確保ということも重要な要素だと思っておりますけれども、1つはこれはメダルだとか入賞者のその後というのは今大西議員がおっしゃったとおり、日本はなかなか保証がされないというようなことが言われているわけでありまして。それは国としてしっかりやっていくことも必要だということが、それはそれでありまして、あと地域としてどうするかということでありまして、これについてはやっぱり先ほど申し上げましたように指

導者を確保していくということが大事なことですけれども、具体的には教育長なり、それぞれのスポーツ団体があるのでありますけれども、そこから意見を聞かせていただいて、どんな指導者がいるのかということもよく把握をしながら指導する体制を確保していくことでもありますけれども、それについては雇用ということもありますし、それぞれの選手に契約をして来ていただくという方法もあるのでありますけれども、町内に企業、団体、町だけではなくて企業、団体に入っただくということもあるのだと思うのですけれども、そのときには町としてどんなふう派遣をしていただく体制をするなり、企業に対する支援をしていくかということも企業に勤めた方を利用するとすれば、そういう体制も町として考えていかなければならないと思いますけれども、そういう努力を今回こういう提起をいただいたわけですから、教育長ともよく相談して対応できるように努力をしていきたいと思っております。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

私は、スポーツを通して地域振興ということで質問させてもらっていますけれども、雇用が大体するようでありますから、はっきりは言えませんけれども、それで今まで道内を見ても妹背牛高校、あそこに白糖高校から吉野というバレーボールの優秀な選手、皆さん知っていると思いますけれども、妹背牛高校に行ってから妹背牛高校、あの小さい高校が全国で争ってトップクラスのバレー部として戦ってきましたし、あそこから全日本の選手も出たりなんかしてきて、吉野先生が亡くなってからはもう妹背牛高校というのは今は余りバレーに力が入っていないと思いますけれども、また鶴川高校が、むかわ町がこの間1月の末に町長が亡くなったのですが、あの町長が町長になってから高校野球で地域おこしをしようということで、鶴川高校の野球部を甲子園にと。ちょっと普通考えたら本当かというような、眉唾でないのかと、あそこの高校、グラウンドは草だらけ、選手も何人もいない中で、それを甲子園に連れていこうという提案をして、当初むかわ出身の生徒は野球部には誰もいなかったそうです。全部道外、道内の優秀な選手を集めて、それにもやはり優秀な監督がそこに来たので、そういう発想になったみたいです。それで、3回甲子園に出ることができて、その町長は東京へ行くと言っていると、あの鶴川高校のむかわ町ですかと。甲子園に出るということは、すごいネームバリューが上がるのだなと感心したそうですが、またむかわはシシャモの町ですから、シシャモを売り出すにもやっぱりむかわという町がそういう全国で名前をはせることによって、そういう産物にもいい効果が出てきたのではないかなと思っています。

それで、土幌高校も今一生懸命生徒募集、いろんな団体も教育委員会も学校もしていますけれども、なかなか今の少子化の中で定員の80

名を満たすことは困難だと思うのです。それで、仮にですよ。どんなアスリートが町で採用するのかわかりませんから、仮に土幌高校でスケート部をつくったとする。それで、小中学校の生徒たちが指導を受けて、そこの優秀な子供たちが土幌高校に行く。ですから、十勝管内でも池田高校だとか帯広の南商だとか、そういうところに優秀な指導者が行くと、子供たちがそこへ集まるのです。それで、高校が定員がふえてくると。だから、むかわの地域おこしの一番の原点は、鶴川高校が2学級あるやつが1学級になるのでないかということで危惧してそういう政策を立てて今は2学級を維持しているそうですから、そういうのも一つの事例として、どんなアスリートが来るかわかりませんから、バレーの優秀な指導員が来るのかもしれないけれども、それはバレー部でも何でもいいです。さきに横田、ミュンヘンオリンピックの金メダルの方は65から70ぐらいの人を6人そろえてくれれば、3年で全国大会に出してあげれますよと言うぐらいで、そういうものがあればまた土幌高校の定員までに人がふえていくのかなと思いますので、そういう指導者を活用すると言ったらちょっと語弊あるかもしれませんが、そういう人の力をかりて土幌高校の定員も本当に80名を超えるようにしてほしいし、そういう活用方法もあると思いますので、ぜひそういうことを念頭に置きながら指導者を採用していただきたいなと思います。その辺について、町長、どう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

まず、子供、特に生徒、学生、高校も含めてなのですけども、子供たちなりのスポーツというのはやっぱり指導者によって大きく変わるというのは、特に鶴川高校の話もありましたが、高校野球なんかを見ていると指導者によっては変わるということでは、いい指導者をどう確保していくかということも極めて重要だということでもありますし、本町はサッカーだとか野球だとかスケートも含めて施設もあるということと、あわせて町内のスポーツ団体がしっかりしてサポートしているということで、結構子供たちがいろんな大会だとか練習をしているということでは、子供たちの歓声が響くというのは非常に私は町の元気としていいことだなというふうに思っているところでありますし、もう一つ、高校の話もありましたけれども、やっぱり高校の生徒募集なり、中には結構クラブがどうかということもあるというのは、それは事実でありますから、今すぐ強いチームをつくれるかどうかということは別でありますけれども、そういうことからすると先ほども大西議員が言ったとおりスポーツの指導者を確保していくということは重要だということでもありますから、先ほど申し上げましたように今後そういう意識を持ちながら教育委員会なりスポーツ団体と協議をしていきたいなと思いますけれども、1つは去年、おととしから始まったスポーツ合宿を通じていろんな方に来ていただくことと、あわせてよ

りアスリートの情報を収集しながら確保していくという取り組みをしていきたいと思います。

加納議長
大西議員

大西議員。

まさに町長が言われるように、土幌町は環境は整っているのです。かなり投資して、いろんなことのスポーツに対しての環境は整ってきているということで、あとは指導者がどれだけ優秀な指導者が来るかということだと思ふのです。ぜひ、今はオリンピックが昔は4年ごとに夏、冬やっていましたが、間、間にやるようになってからは2年ごとにオリンピックがあるので、オリンピックというのはすぐ身近に感じるようになったのです。それから、札幌市が10年後の2026年の冬季オリンピックに多分名乗ってくるのだと思います。そういうことも含めて東京オリンピック等いろいろなことがあるので、オリンピック熱はどんどん、どんどん上がっていくと思うのです。そこで、我々町民にも土幌町の優秀な選手が出てオリンピックで活躍するような選手をぜひ町も後押ししていただきたいし、それで町民に夢と感動を与えるまちづくりをしていただきたいと思います。

終わります。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

続いて、質問順位4番、飯島勝議員、子育て支援について町長に質問を行います。

飯島議員

それでは、町長に子育て支援につきまして質問をさせていただきます。

土幌町の子育て支援がほかの町に比して遅れているとは決して思っておりません。しかし、60年弱の歴史を持つ下居辺へき地保育所がこのたび入所児の減少で消えることになりました。地域としても認定こども園に通園させるには、通園バスの運行が必要だと要望いたしましたが、無理との返答で26年度は認定外保育所となっても保育士と短時間の保育補助員の2名体制で地域の子供を地域で育てることを選択しました。今後町内のほかの保育所にも同様の事態が起こるかもしれません。保育者には、保育補助員の雇用費の出る家庭的保育事業も自治体の助成で始まったと聞きます。5人の入所児に1名の保育士と決めつけるだけでなく、町独自でも少人数の保育に対する子育て支援の検討が必要であるというふうに思われますが、町長の考え方をお聞きします。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

飯島議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

農村部における保育所については、昭和30年代の初めから40年代中ごろにかけて町内6地域において地域住民によって学校周辺の建物を利用しての季節保育所が始まって、その後各地とも順次へき地保育所に昇格をして、さらには昭和54年からは通年で保育を行ってきたとこ

ろであります。そんな中で、少子化の進行であるとか保育ニーズが多様化する中、平成17年3月に策定した土幌町自主・自立プランにおいて幼保一元化を図るべく認定こども園の設置とあわせてへき地保育所のあり方についても地域との協議が進められ、現在の4つのへき地保育所の設置に至ったところでもあります。4つのへき地保育所のうち、川西については3保育所を統合する新保育所を設置をする、それから上居辺、佐倉についてはNPO法人による地域運営として、お話がありました下居辺については国の子育て支援金制度を活用した町と地域の共同運営として推移をしてきたところでもあります。

下居辺へき地保育所については、運営委員会を中心にその運営に努力をいただいたところでもありますけれども、子育て支援金制度の入所児童10名以上との基準に平成24年度から達していない状況が続いているところでもありますけれども、猶予期間である2年を過ぎる平成26年度では入所予定者は3名であり、平成27年度以降は最大5名になるわけではありますが、以降減少が続くという見込みであります。以上の状況を受けて、地域の関係者の皆さんとも協議を重ねた結果、平成25年度をもって下居辺のへき地保育所については廃止をし、平成26年度においては町の補助を受けつつ、地域運営協議会が認可外保育所として運営することになったところでもあります。また、27年度以降については認定こども園などへの通園を行う方向で現在協議が行われているところでもあります。

次に、飯島議員が申されました家庭的保育事業に関してであります。少子化の進行とあわせて都市における待機児童の解消が課題となる中、児童福祉法等の改正などにおいて少人数保育を推進すべく、家庭的保育とあわせて小規模保育、居宅訪問型保育、さらには事業所内保育が市町村の認可事業となりましたが、対象幼児や職員の配置で現実には地域実態と合わない面が多くて活用が難しい状況にあるところでもあります。今後においては、子ども・子育て支援事業計画の策定において幼児教育についても議論をしていくことと、あわせてそれぞれの地域における保育体制については地域の関係者と十分な協議を重ねながら対応してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。飯島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
飯島議員

再質問があれば許します。2番、飯島議員。

それでは、今町長がお話になっているのですが、子育て支援ということについては町長の大きな施策の一つということでもありますし、本町が本当に今まで子供たちの健全育成のためにか、幼児期の保育という時期の大事なことを十分理解をされて今までやってこられたことについては感謝をしたいなというふうには思っているのですが、本町も子ども・子育て支援会議というのが昨年条例で本町も立ち上げがで

きる形だけはとってあるわけですし、今後こういう中で十分検討されることではないかなというふうには思うのですけれども、国もいろんな面で今の時代に合わせて子供を産み育てやすい社会の創設というようなことも大きな考え方でいまして、これからある意味では支援体制もできるのではないかなというふうに期待をしているところなのですが、先ほど後半のほうで家庭的保育という言葉の中のあれで小規模保育事業というのが何かあるということで、これが実際には子ども・子育て支援法の中で位置づけられて27年の4月から動くということなのですが、定員が1名から5名ぐらいですと家庭的保育、それから定員が6名から19名だと小規模保育、そのほかに事業施設とかいうのがありますが、定員が20名以上になれば認可保育というような大きな何か枠組みができそうなことだと思うのですが、私はこのことでほかの町村でこういうことをやっている事例がないかどうかちょっと少し調べてみたら、まだ余りにも少ないというか、地域的だと思うのですが、実際にはこの1名から5名というのは満3歳になるまでというような規定もどうもあるようなのですが、これも何か行政の町がある程度裁量があるようにも書いてありましたし、それから実際にそういうことをやっているところもあるというふうに聞いていました。

そういうことで、まず1点お聞きしたいのは、こういういずれにしてもせつかく子ども・子育て支援会議が出てきたわけですから、こういう中でもよく検討してほしいのですけれども、町長の中に例えばゼロ歳から2歳ぐらいがこの家庭的保育ということなようなのですが、町長の考え方の中に、ではもう少し幅を広げてもいいよというような考え方があるかないか、まずはお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

国の児童福祉法に基づく小規模保育所ですか、そこについては、保育事業については例えば家庭的保育事業だとゼロから2歳児だということになって、そうすると3対1で保育士を置くとかということと、そういう決めているわけでありましてけれども、そうするとそれ以上の年数の人をどうするかという問題もあるのですけれども、ただ私は下居辺の皆さんともお話ししたときに家庭的小規模でやるのが地域の場合は少なくなればいいのではないかなというふうには思うのですけれども、ただその条件整備をどうするかということとあわせて、ただ地域の皆さんのお話を聞くと、どうも個人に預けるのはどうかなという、そういうちょっとニュアンスもあるというふうには聞いているのですけれども、それも一つの方法でありますし、もう一つはそれがかなわなければ例えばこども園等に通った場合にどう支援をしていくかという、例えば交通費の助成とか、そういう支援をしていくかというどちらかになるのだと思いますけれども、それについては地元の父母の皆さんともよく協議しながら、より安全な方法で保育ができるよう

なことを町としてもよく協議をしていきたいと思います。

加納議長
飯島議員

再質問。飯島議員。

今の家庭的保育の関係でお話が出ている中では、家庭的保育という言葉のイメージが少し家庭のあいた時間に主婦が行う保育だとか、一般の家庭の中で保育するのだとか、密室の保育のこのように思われるかもしれませんが、実際は何か家庭的保育というのは自治体がまず認定をしなければいけないのです。自治体が認定した保育者が職業として行う保育ということで、ある部分ではしっかりした保育の一つの形だろうと思うし、いろんな地域に密接な取り組みというのですか、単なる子供を安全に育てるということもあれですし、子供たちがせっかくこの幼児期のときにいろんな経験をしてくれることを望んでいるように、それに見合うような保育であろうということもお聞きしました。実際にこの身近でやっているところがないかどうかちょっと調べてみましたら、どうも足寄で保育ママというような形でやっておられるようで、実際にそういう具体例があるということだけは申し述べさせていただきたいと思うのですが、こういう保育の中でとりあえず3歳未満だと、それを過ぎると卒園というのですか、次のところを探さなければというのを、やっぱり下居辺がこども園に通わせるには少し遠いかなというのと、もう一つ、やっぱり送迎のところで町長もいろんなことをきっと考えておられたと思うのですが、どうもバス運行というのですか、送迎バス運行ということについてはなかなか難しいよというお話でいたものですから、地域としてもそのことが保護者とも話をした中では非常にそのことが一番肝心だと言われてしまいました、町長にも大分お願いをした経過があります。この認定こども園に通うための送迎バスについて、町長はこの間は無理と言ったのですが、考え直す考えはありませんでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

先ほど申し上げましたとおり、例えば3人の幼児の皆さんを見るとすれば、家庭的保育事業の中でやれるかどうかということになれば、家庭的保育事業でやるとすれば、まずそれをやってくれる人がいるかどうかですよね、その地元でやってくれる。それから、父母がそういうことで預けることでいいのかどうかという合意形成ができるかどうかということがあるのと、それとさっき言ったように要綱の中では市町村長が行う研修等を終了した保育士でもいいということになっているのですけれども、そういうものを確保できるかという条件があるのでありますけれども、それができないとすればやっぱり通園になるということなのでありますけれども、私どもも地元との協議の中で申し上げたのは、それぞれ例えば3人にしたらバスをうちが出せるということについては、やっぱりよっぽど検討しなければならないわけですから、地元提案して協議させていただいたのはそれぞれお送りいた

だいて、その経費を支援する方向で、助成する方向でどうだろうということだったのですけれども、そういう状況になっているのですけれども、今後もう少しいろんな詰めで、ただちょっと言われたようにバスを運行するというのは相当我々も検討しないとちょっと難しいのではないかなというふうに思っているのですけれども、ただいづれにしても通うとすれば足をどうするか、安全な足をどうするかということもありますし、地域でやるとすれば地域でそういう条件が整うかということ、いろいろ課題があるのでありますけれども、そこは地域の父母の皆さんとよく協議をしていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長
飯島議員

飯島議員。

今のバスのことで、実は父母のほうが交代でもそれに助成するよと言われて、大変私としてはいい条件だというふうに思っていたのですが、保護者のほうの中からいうと、他人の子供を乗せていて万が一のことがあったときに、本当に自分たちが自分の今の地域の中に住むということにはならないのではないかという大変心配なことを前面に出してきまして、どうもこういうような事例では音更のほうにもあったかのように聞きましたので、やっぱり心配するのはそのことなのだろうなということでありました。いろんな面で難しいのはよくわかるのですが、これが下居辺だけでなくなればまた変わるのかなというふうに思ったりした経過がありますので、どうぞ検討していただければありがたいなと思います。

もう一つ、家庭的保育事業で魅力なのは、今現在だと5人に1人の保育士だよということが決められているわけですが、たまたま家庭的保育ということになりますと、保育の補助員をつけることができる。我々は今回26年度は選んだ方法は、やっぱりどうしても保育士1人にずっと任せておくのは保育士も負担かかるだろうし、保護者のほうも心配だろうし、逆に子供たちにとっても万が一お願いした方がお休みをとった場合はどういう形になってしまうのだろうかというようなことで、子供たちもいろんな人がかわるということについては心配だというふうに思うのですが、そういうことがあってこの保育事業というのが一つの形で出てきたので、そういう面では検討をしていただければありがたいなというふうに思っています。

このことについては、もう保育事業そのものが、家庭的保育事業もこの何年間でできたのではなくて、平成12年ぐらいには国庫補助事業の一つになったとも聞きますし、平成12年からは児童福祉法の中にきちっと創設されたというふうに聞いて、これはしっかりしたものだというふうには思うのですが、ただ私どものほうに合わせようと思うと3歳ということが大きなネックになるということだけは間違いない事実だと思うので、このことを心配しながらもいかにして自分たちの保

育所、地域の子供を地域で育てたいという気持ちを込めて何とか2人の保育士の時間をつくるという考え方の中で、私どもとりあえず短時間でもいいから2名体制になるようにしようというようなことを組んで、今まで若干の繰越金があったのを財源にしてやろうというふうには思っているのですが、町もこの部分でさらにというのか、1名では心配だろうからもう少し支援をしようかというような気持ちがあるかどうかお聞きしたいと思います。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 まず、バス輸送するというと、私ども担当がハイヤー会社ともいろいろ打ち合わせをしたのですけれども、運転手だけではなくて、やっぱり誰かついてやらなければならないのです。小学生の場合だったらいいですけれども、そうすると財政的な面からいくと非常に不効率というのかな、そういうことであるからバスを運行するというのはちょっと難しいのかなというふうに考えているのですけれども、もう一つやるとすれば家庭的保育事業ということなのですけれども、国の基準でいけば先ほどゼロから2歳児であれば3対1に補助者を置くと5対2だとかという決めがあるのでありますけれども、後ほど担当のほうから内容についてはお知らせしますが、これももしもあれでしたら町の支援事業としてやるわけですから、町としても少し弾力的にできないかどうかという検討をしながら地元と協議させていただきたいと思っておりますけれども、ただ先ほど申し上げましたとおり地元のほうはどうも小規模については去年の協議の段階ではちょっと消極的だというふうにお聞きしているのです、よく一番子供さんが安全で保育ができる体制ということで地元と協議をさせていただきたいと思っておりますけれども、今の家庭的保育事業等の基準についてはちょっと担当のほうから説明させていただきたいと思っております。

加納議長 子ども課長。

高橋 子ども課長、高橋のほうからお答えさせていただきます。

子ども課長 現在の家庭的保育事業につきましては、ゼロ歳から5歳児までというような基準にはなっておりますが、27年度以降については飯島議員がおっしゃるようにゼロ歳から2歳という基準に変わるというふうになるように聞いております。

以上です。

加納議長 再質問ございますか。飯島議員。

飯島議員 1点だけお聞きしたいというふうに思います。

今回町からも26年度助成をいただける、人件費1人分と30万円の施設管理費ということではありますが、実際に30万円の施設管理費が多い少ないと言われますと、我々にとっては非常に少ないというふうに言わざるを得ない。例えば今の保育所は、もともと児童館という形の中であったのですが、それを保育所に改修をして使っているわけなので

すが、それから浄化槽、合併槽もあるのですが、この合併槽だけというのですか、この合併槽の管理費だけでも7万9,736円かかります。これは、例えばこれから3人になりましても同じことが言えるということで、非常にある意味では厳しい30万円という数字はこれだけでもあれです。あと、水道光熱費等が入るわけですから、ととてもとてもこれで間に合うわけなくて、今までも少なくとも50万円、60万円くらいの数字があったのですが、これからは人数が減るわけですから、それなりに努力をしながらやっていかなければならないということで、予算組みの中でもかなり抑えたつもりなのですが、やっぱりそれでも人数が少なくても実際にかかるものはかかるとなれば、もう少しこの辺を考えていただくということはないのかどうか、町長にお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

平成26年度は、そういうふうには予算措置をしたところでありましてけれども、例えば園児の皆さんが3名になると今の施設、あの大きい施設を使ってやるのが本当にどうなのかということがあるのでありますけれども、そうするといろんな制約があるのでありますけれども、家庭的保育事業に転換をするか、あるいは輸送するとすれば私もその交通費を支援をするという、そういう方向で考えているのですけれども、いずれにしても飯島議員あるいは地元の皆さんと十分協議をして27年度以降については対応させていただきたいと思います。

加納議長
飯島議員

飯島議員。

それでは、ぜひこの辺については、例えば管理費については検討をしていただければありがたいなと思います。今町長、この施設が3人には大き過ぎないかということではありますが、一時的には学校の教員住宅があいているところもあるということをお聞きして検討をさせていただいた経過はあるのですが、改修費にそれなりのお金がかかってしまって、その後どうなるかわからない中では町に改修していただきたいというふうにお願ひするの何かすごく負担だということがあってこういう形になりました。最後にこの辺だけをお答えいただいて、町の考え方をお聞きして終わらせていただきたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

地元でやられるとすれば、それは家庭的保育事業でやるか、施設としては今のもう少し小さい施設、住宅なりを使うということでありましてけれども、結果として例えば教員住宅を使うということであれば、それはそれなりの改修をせざるを得ないのだろうというふうに思っているところでありましてけれども、できれば私は家庭的保育事業のほうがいいだろうと思っているのですけれども、ただいずれにしてもそれも含めてよく協議させていただきたいと思います。

加納議長

以上で飯島勝議員の質問を終了いたします。

ここで1時15分まで昼食休憩といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時15分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位5番、和田鶴三議員、介護、医療見直しに対する自治体の対応について町長に質問を行います。

和田議員 最後の質問者となります。今回、介護、医療の見直しに対する自治体の対応についてお伺いをいたしたいと思います。

政府は、2月の12日の閣議で介護と医療サービスの提供体制を見直す医療・介護総合推進法案を決定しました。これは、介護と医療について大幅な負担増と給付減を盛り込んだ重大な法案です。消費税増税は、社会保障のためという言いわけがでたらめであったということが浮き彫りになっております。介護では、要支援者向けの訪問、通所を市町村の事業に丸投げします。事業費には上限を設け、ボランティアに委ねるなど費用を徹底削減します。専門職による支援を受けられない高齢者が続出し、重度感に拍車をかけるだけです。利用料の引き上げや施設入所者の居住費、食費の補助縮小、特養ホーム入所者を原則要介護3以上に限定するなど介護難民を深刻にします。医療では、機能分化の名で看護師配置が手厚い急性期病床を削減し、患者追い出しを強引に進める構えです。現在7対1の病棟、患者7に対し看護師1人は2年間で36万床のうち9万床も減らす計画です。いずれにしましても、医療、介護が連携してサービスを提供する地域包括ケアシステムの構築の名で都道府県に基金をつくって医療機関や介護施設に対する補助などを行おうとしています。実際には医療、介護制度の中身はどのように変わるのかお伺いします。自治体として、今後命と健康を守る立場からどのような対策を考えているか、町長の所見をお伺いします。

加納議長 町長、答弁をお願いいたします。登壇をお願いします。

小林町長 それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

ただいま和田議員がおっしゃいました医療・介護総合推進法案であります。正式には地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案として、去る2月12日に閣議決定されたところであります。ただいまの和田議員の指摘は、日本共産党の新聞赤旗においても同様の表現をされているところであります。まずこの法案の概要について申し上げますと、1つは新たな基金創設と医療、介護の連携強化、それから2つ目としては地域における効率的かつ効果的な医療供給体制の確保、それから3点目として

は地域包括システムの構築と費用負担の公平化であります。

次に、医療法一部改正の主な内容について申し上げたいと思いますけれども、病床機能報告制度ということで医療機関が道知事に病床の医療機能を報告するという中身になっているものであります。2つ目としては、地域医療構想の策定ということで道は地域医療構想を医療計画において策定をしなければならないということになっています。それから、3点目として医師確保を行う地域医療支援センターの機能の位置づけ、4点目としては医療事故における調査制度、5番目として医療従事者確保の対策等であります。

次に、介護保険法の一部改正の内容でありますけれども、1つ目は地域支援事業の見直しということで介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行するものであります。それから、2つ目としては施設サービスの見直しとして、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定をするもの、またサービスつき高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものであります。それから、3つ目としては低所得者の保険料軽減でありますけれども、給付費の5割の公費に加え、別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大するというものであります。4点目としては、介護給付費及び予防給付について、一定以上の所得のある利用者の自己負担額を2割へ引き上げる等の中身であります。なお、施行期日予定は医療法関係については平成26年10月以降、それから介護保険法改正は27年4月以降と予定されているところであります。

次に、町としての対応でありますけれども、平成26年度に高齢者保健福祉計画、第6期の介護保険事業計画を策定する予定であり、医療や介護サービスに対する町民のニーズ、介護保険料の負担能力、介護保険会計の収支状況などを総体的に検討しながら対策を進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
和田議員

再質問があれば許します。10番、和田議員。

今回の改定案では、介護保険から要支援の1、2の対象者が介護保険から外される。そうなりますと、要支援に該当されている利用者は経済的な理由から今まで行ってきたサービスができなくなる人も出てくると思います。状況が悪化しないよう続けてきた訪問介護、デイサービスなどの措置が受けられない、まさに政府みずから介護難民をつくり出す、そのようなことがあってはならないと思いますが、どう対応されていきますか。

加納議長
小林町長

町長。

ただいま和田議員が申されたとおり、介護保険要支援事業につきましては地域支援事業に移行するというものでありますから、この中で市町村として地域支援事業の中でどう組み立てていけるのかというこ

	とと、あわせて国の財政支援がどうなるかということについては注目をしたいと思います。
加納議長 和田議員	和田議員。 それでは、要支援者向けのサービスについてお伺いしたいと思います。
	訪問介護と通所介護、市町村の事業、地域包括支援に移して費用の削減を狙うのが目的ではないのかなというふうにして思うのですが、その点についてはどう思いますか。
加納議長 小林町長	町長。 介護保険がスタートしてから要認定者が著しく拡大をして、特に要支援1、2が大幅に拡大をしているという中では、そういうことを受けて地域の支援事業に取り組みをするということでもありますけれども、それらをそれぞれの市町村がどうこなしていけるのかということとあわせて、先ほど申し上げましたけれども、国の財政を含めた支援措置がどうなるかということが今後の課題になってくるのだろうというふうに思っています。
加納議長 和田議員	再質問。和田議員。 それでは、施設介護の関係なわけですが、特別養護老人ホームに入所されている方、この方が新規に入所する場合、要介護3以上が原則改定ということで、それでは1、2に該当されていた要介護者はどのような形になりますか。
加納議長 小林町長	町長。 特老については、数年前から要するに厚生労働省の方針でより介護度の高い者から優先ということで、本町としても現実としては4、5が入所ということでありまして、家庭事情によっては3だということでありまして、現状として3以上になっているということでありまして、1、2の方についてはそれぞれ在宅なり、あるいは別のサービス、例えばデイサービスだとか、そういうものを受けているという、そういう状況でありますから、この部分については現状とは大きく影響はしないのではないかとこのように考えているところであります。
加納議長 和田議員	和田議員。 現状は、今4から5の方が対象だということなのですが、現実的にはそれぞれの家庭においてはそれできちっと対応できる家庭もあれば、そうでない家庭もあるというようなことになると思います。それで、この介護保険法が制定された段階では、1からそういうことで該当できるというような形になっていたわけですが、結局はだんだん高齢化率が高くなり、そういう支援を受けなければならない人たちがどんどんふえてきたというような形から施設が足らなくなった、施設が足らなくなったからそこでそういう措置をとらざるを得ないのだというようなことになるのだろうと思います。そういうことからしますと、

前段で言いました対応のでき得る人はいいのですが、できない方に対して結局はそこから追い出すということになれば、行きようがなくなるということになるのでないのかなというふうにして思いますが、その辺はどういうふうにして考えておりますか。

加納議長
小林町長

町長。

当初、今お話があったように要介護1から要するに申し込み順序で入所するという、介護保険制度ができた当初はそういう運用をしていたのでありますけれども、現実としては重い方がなかなか入られないということで国の指導もあって原則的には4、5で家庭の事情がある者については3からということでもありますから、実態としても今は3以上、うちの特老でいけば3以上が特老に入所するということでありますし、そのほかの方については例えば老健であるとか、うちでいけば病院の療養型病床を使うとか、デイサービスを使うというほかのサービスを受けていただくということでもありますけれども、そこら辺がどういうフォローをしていくかというのはケアマネジャーを含めて関係のそういうスタッフの皆さんがいろんな相談に乗りながら適切な介護をしていくという、そういうことになっていくようになると思います。

加納議長
和田議員

再質問。和田議員。

それでは、ちょっと立場をかえまして、介護保険のサービスの利用料の関係なわけですが、今は1割負担なのですが、1割を2割にするということになります。それで、その中身も今単身者では年収280万円以上が対象だということなのですが、それでよろしいでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

そうしたら、担当の保健福祉課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課、大森より回答させていただきます。

自己負担を2割とする水準ですが、今和田議員がおっしゃったように単身で年金収入のみ280万円以上の方を2割負担とするという案でございまして、まだ正式には決まっていらないと思いますが、これで動いていくのではという予想でございまして、まだはっきりはしていないと捉えております。

加納議長
和田議員

再質問。和田議員。

次に、施設介護のほうの関係でお伺いしたいと思います。

一定程度以上の資産というか、預金のある方、例えば単身者であれば預貯金が1,000万円、夫婦であれば2,000万円、こういう形でこの方については居住費または食費が有料になるということになるわけですが、これはそういうことでよろしいでしょうか、そういう案が出ているということなのですが。

加納議長	町長。
小林町長	大森保健福祉課長からお答えさせていただきます。
加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	保健福祉課、大森より回答させていただきます。 現在の見直し案でございますが、今おっしゃるようには一定額を超える預貯金等がある場合はということで、単身では1,000万円以上、夫婦世帯では2,000万円を超えた以上ということで想定されております。 以上でございます。
加納議長	再質問。和田議員。
和田議員	そうしますと、今特老や何かで入所される場合に、年金をもらっている方は年金の関係だとか、あと貯金をということで総額を提出させて、そして担保してやっているのではないのかなという気がしますが、これもそういうような形でこら辺が結局は改定され、そして食費や居住費に回るのかなということなのですが、それでよろしいでしょうか。
加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	保健福祉課、大森より回答させていただきます。 これも見直し案ですが、今和田議員がおっしゃったのは預貯金等の関係をどう調べるかという点でよろしいでしょうか。これは、一応今の見直し案では本人の申告で判定ということと、あと金融機関への照会、不正受給に対するペナルティーというか、加算金を設けるという見直し案が出ております。 以上でございます。
加納議長	再質問。和田議員。
和田議員	では次に、医療関係についてちょっとお伺いしたいと思います。 病床機能報告制度をつくって、病床を高度急性期、回復期、慢性期に再編し、都道府県が必要な医療数などを盛り込んだ地域医療ビジョンを策定し、医療機関を交えて役割分担や病床の再編を協議するとしています。医療機関の自主的な取り組みが基本ですが、協議が進まない場合には知事が病床削減や増床の中止を要請、勧告し、従わない場合には補助金を交付しないという、そういう安上がりの医療提供体制を強引につくろうとしているのではないのかなという気がしますが、この辺についてはどう考えますか。
加納議長	町長。
小林町長	保健医療福祉センター長からお答えをさせていただきたいと思いません。
加納議長	センター長。
山中保健	現在和田議員おっしゃっていることは、法案提出を受けて調整中の

医療福祉 センター長	内容かなというふうになんかちょっと思っております。具体的にどうこうというのは、まだ通知等は来ておりませんが、情報としてはそういうことで病床機能の報告制度ができるよとか、あと地域医療ビジョンの策定を27年度からしなさいとか、道がどのようなビジョンだとか、そういうことをやってくるかということでもまた変わってまいりますので、そういったものを見ながら町としてはどういう対応ができるのかということでもいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。
加納議長 和田議員	再質問。和田議員。 それでは、医療費の削減が目的ということで、医療、介護が提携してサービス提供する医療包括システムの構築の名で基金をつくり、医療機関や介護施設に対する補助を行う安上がりの医療介護が狙いではないのかなというふうにして思いますが、この辺についてはどういふふうに考えますか。
加納議長 小林町長	町長。 保健医療福祉センター長からお答えをさせていただきたいと思いません。
加納議長 山中保健 医療福祉 センター長	センター長。 国の制度改正の中で地域包括ケアシステムということを目指していくと、それに向けて介護保険制度、医療制度等もあわせていきますよというのが国の姿勢だと思います。そのことによって持続可能なというか、そういった医療制度、介護制度を目指していくと、ともに連携し合って地域で住みやすい社会をつくっていくのだというふうには私も捉えて、それにどう対応していけるかということを検討していければいいかなというふうには思っております。
加納議長 和田議員	和田議員。 それでは、医療体制についてちょっとお伺いしたいと思います。 24時間地域巡回型サービスが整っていない医療機関では、医療難民や漂流高齢者をつくり出すだけではないのかなという人もいます。現在土幌もそういう点では、訪問医療というのはきちとした形で整っていないのではないのかなというふうにして思いますが、その点についてはどう考えますか。
加納議長 小林町長	町長。 今訪問診療という形でやっていて、現実的には訪問看護体制というのは一応利用者が少ないということもあって利用していないのでありますけれども、これから地域包括ケアシステムを進めていく上では訪問看護体制なり訪問診療等々は充実させていかなければならないということでもありますけれども、新年度以降の病院の改善の中でも検討をさせていただきたいと思えます。
加納議長	和田議員。

和田議員 では、最後の質問に入らせていただきます。医療行為の関係なわけですが、今回の改正で医師が行うべき行為が看護師に研修だけで肩がわりをさせる、それと同じような形で順番に下へおろしていくというような形があるわけですが、その辺についてはどういうふうになるのか、どういうふうに考えているのか。

加納議長 町長。

小林町長 病院の事務長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

加納議長 病院事務長。

奥村病院事務長 国保病院事務長、奥村が答えます。

事務長 今回の制度では、医師が全てのことができるオールマイティーな権限を持っているわけではあります、それゆえにほかの職種、看護師とかOT、PTのできる仕事の範疇が自分の持っている能力以下に抑えられている部分があると思うのです。消防の方も救急救命士をとれるようになりましたし、医者ばかりに権限を持たせておいても底辺の医療がよくなるということ、できるものはそれなりの職種のほうに移したほうがいいのではないかとということをやっているのではないかと思います。

加納議長 和田議員。

和田議員 現実的には、医師や看護師が足りないというのが大きなネックになっているのではないかなというふうにして思います。そういう点ではもう少し、これは地方がどうだとかこうだとかということではなくて、国がもう少し大きな形でこ入れをしなければならないのではないのかと。医師の数は今足りているというふうにして言われています。しかし、これは大都市に集中し、地域に来ないという、そういうことがある。それを解消するためではないのかなというふうにして思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

加納議長 町長。

小林町長 医療をめぐっては、医師もそうでありますけれども、看護師の確保もなかなか大変だということでありますけれども、ただ医師に言えば全体的な数だけではなくて偏在の問題、例えば都市部にはいるけれども、なかなか地方にはいないという、そういう問題があるわけでありますから、そういう面では医療としての医師確保対策もあるのでありますけれども、地域包括ケアシステムの中で保健、医療、福祉を連携させていくことによってカバーをしていくことを今後取り組まなければならないのだというふうに認識をしているところであります。

加納議長 以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

3 日程第3、承認第1号「専決処分承認を求めることについて」議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長、寺田より説明を申し上げます。</p> <p>平成25年度土幌町一般会計補正予算〔第5号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年2月7日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。</p> <p>今回の補正予算につきましては、除雪に要する経費の計上でございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億5,336万円に改めたものでございます。</p> <p>それでは、歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。8款2項2目道路橋梁維持費で、除雪に係る経費としまして14節、重機借り上げ料を2,850万円を追加しております。</p> <p>次に、歳入について説明いたしますので、4ページをごらん願います。18款1項1目繰越金の前年度繰越金に2,850万円を計上しまして収支のバランスをとったところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりまりましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより承認第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。</p> <p>4 日程第4、議案第1号「土幌町庁舎等耐震改修事業基金条例案」を議題といたします。</p>
柴田 副町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第1号 土幌町庁舎等耐震改修事業基金条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例は、平成25年度の国の地域の元気臨時交付金として配分される額の一部を積み立てて新年度に実施します庁舎等の耐震改修等事業の財源に充当するために基金を創設しようとするものであります。</p> <p>元気臨時交付金の総額は1億1,491万6,000円のうち、本年度事業として実施しました町道並びに農道整備へ充当する残り4,805万2,000円を新年度に実施を予定しております庁舎等の耐震改修工事業の財源として充当するものであります。この元気臨時交付金は、平成24年度の国の経済対策として補正予算で計上されたもので、公共事業等に充てられるもので平成26年度事業の財源とするために基金を創設するも</p>

		<p>のであります。</p> <p>制定条例につきましては、他の基金条例と同様でありますので、説明は省略いたします。</p> <p>なお、附則でございますが、公布の日から施行するというものであります。</p> <p>以上、簡単ですけれども、議案第1号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
5	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号「土幌町社会教育委員に関する条例案」を議題といたします。</p>
	柴田副町長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第2号 土幌町社会教育委員に関する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例案につきましては、社会教育法の一部改正により社会教育委員の委嘱の基準を定め、委員会の運営に関することを規則へ委任することとするため、本条例の全部を改正しようとするものであります。</p> <p>説明資料の4ページをごらんください。左側が現行欄でありまして、現行の第1条の目的を改正案では設置及び目的とし、委員設置、委嘱の基準、定数及び任期等について定めるものとし、第2条では委嘱の基準を明確にし、第3条での定数及び任期につきまして今までどおり12名、任期2年とするものであります。</p> <p>第5条では、解嘱についての規定ですが、基本はそのままでございますが、表現について多少変更するものであります。</p> <p>現行の第6条から第7条までは、委員長、副委員長、会議や専門部会の設置について規定したものでありますけれども、改正案の第6条として必要な事項は教育委員会規則で定めることとし、これらについて規則で定めようとするものであります。</p> <p>附則でございますけれども、施行時期を平成26年4月1日とし、第2項では現行の委員について残任期間までを任期とするという経過措置を規定したものでございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。8番、清水議員。</p>

清水議員 条例案ですから、一言一句非常に大切なものだと思うのですが、第2条の改正案のところで2行目ですが、学識経験者を有する者となっているのですが、これは学識経験を有する者ではないのですか。表現としては適切ではないのではないかと思いますのですが、いかがですか。

加納議長 教育長。

堀江教育長 原案を私どものほうでつくってございますが、清水議員おっしゃるとおり学識経験のある者が正しい表現でございまして、学識経験者の者をとっていただきたく、よろしく願いいたします。

加納議長 暫時休憩。

午後 1時48分 休憩

午後 1時53分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。副町長。

柴田副町長 それでは、議案第2号の土幌町社会教育委員に関する条例案の2条中の訂正をお願いをしたいと思います。

2条中の後段で「並びに学識経験のある者の中から委嘱する。」のうち、これを「並びに学識経験のある者の中から委嘱する。」に訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いします。申しわけありませんでした。

加納議長 今訂正案が出たわけですけれども、よろしいですか。

(何事か言う者あり)

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6 日程第6、議案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例につきましては、平成19年度の地域給導入のときに給料の4.8%減額をする給与表の改正により実施しておりました現給保障制度についてでございます。この制度について、新年度4月1日から国が廃止をすることとしたことから、本町においても段階的に現給保障

を廃止しようとするものであります。

資料の7ページをごらんください。右側の現行欄で第7条の1項で、現給保障の規定を書いているわけですが、これを削除しまして左側の改正案の附則2項、8ページですが、まず現給保障についてここで規定しまして、その下段、下から2行目ですが、まず初年度2分の1を廃止すると。ただし、その額が1万円以上の場合については1万円以上とするものであります。したがって、残りの2分の1については翌年度に廃止をしようとするものであります。

現行欄の第7条2項以降については、1項ずつ繰り上げをするものでございます。

施行時期でありますけれども、平成26年4月1日とするものであります。

この改正につきましては、職員組合と合意に至っていることを申し添えます。

以上、簡単ですが、議案第3号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7

日程第7、議案第4号「土幌高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第4号 土幌高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例案につきましては、公立高校に関する授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、授業料を徴収できるように条例を改正しようとするものであります。

平成22年度から高等学校の授業料が無料となっていたものでありますけれども、新年度から法律の改正により授業料を徴するよう改定をするものであります。

説明資料の9ページをごらんください。まず、タイトルでありますけれども、土幌高等学校の入学検定料等徴収条例を土幌高等学校の授業料等徴収条例に改正いたします。したがって、入学検定料の文言に

については授業料等の改正ということになります。

その他5条で減免について規定をするものであります。

別表第2では、授業料の額を新たに年額11万8,800円、月額に直せば9,900円でありまして、この額につきましては道立の高等学校と同額であります。

議案の6ページに戻っていただきまして、附則でございますけれども、施行期日を平成26年4月1日とするものであります。

2項では、適用区分について規定をするもので、施行日以前から在学する者、今の1年生、2年生の授業料でございますけれども、これについては従前どおり無料ですので、そのまんまの規定を適用するというものであります。

この条例によりまして、新1年生からは授業料を徴収することとなりますが、高等学校等就学支援金の支給に関する法律によりまして町民税の所得割の額が30万4,200円未満の保護者等については国からの授業料相当の金額の支給を受けることとなりまして、実質保護者の持ち出しはないこととなります。

以上で議案第4号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8

日程第8、議案第5号「へき地保育所条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第5号 へき地保育所条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例案につきましては、先ほど一般質問の中にもありましたけれども、下居辺へき地保育所が入所児の減少によりましてへき地保育所として運営ができなくなることから、新年度より認可外保育所として改正するために条例から下居辺へき地保育所を削除するものであります。これによりまして、本町のへき地保育所については上居辺、佐倉、川西の3カ所となるものであります。

附則の施行時期でありますけれども、平成26年4月1日からとするものであります。

		以上で議案第5号の説明とします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
9	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第9、議案第6号「農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第6号 農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて説明をさせていただきます。 この賦課金につきましては、毎会計年度町が共済事業を行うため必要とする事務費に充てる費用として共済加入者に賦課金を賦課するものでございますが、毎年この第1回定例会で議決をいただいております、農業共済条例第5条第2項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。 1の賦課総額は6,146万6,000円で、平成26年度農業共済会計業務勘定の当初予算に計上をした金額でございます。 2の賦課単価につきましては、全て前年度と同額でございます。 以上で説明を終わらせていただきます。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
10		日程第10、議案第7号「農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について」議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第7号 農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について説明を申し上げます。 これにつきましては、乳用成牛並びに肥育用成牛の危険段階共済掛金率等の変更をいたしたく、議決を求めます。今回の変

更につきましては、農業共済条例第62条第2項の規定に基づきまして毎年度の議会で議決をいただいております変更、さらに3年に1度の農林水産大臣が定める料率改定がございまして、これらにより共済掛金率等の改正をさせていただきたく提案を申し上げます。

議案の11ページから20ページまでに設定表などを掲載しておりますが、加入者間の公平を図るため、平成26年度の見込み共済金額や過去3カ年の事故率をもとに共済掛金率を設定させていただいております。まず、乳用成牛であります。11ページでございます。ここには、事故除外しないオールリスクの場合の標準率等の設定表、それから12ページには事故除外1号の場合の標準率等設定表、13ページには死廃の標準率等計算表、14ページは死廃の危険段階整理表、15ページには病傷の標準率等の計算表、16ページには病傷の危険段階整理表をそれぞれ記載しております。

次に、肥育用成牛でありますけれども、17ページに事故除外しないオールリスクの場合の標準率等設定表、18ページには事故除外1号の場合の標準率等設定表、19ページには死廃の標準率等計算表、20ページは死廃の危険段階整理表をそれぞれ掲載しております。

それでは、説明資料の11ページをお開き願いたいと思います。新旧共済掛金標準率等の比較一覧表を掲載しております。11ページには今回提案の乳用成牛の平成26年度適用率、12ページには平成25年度適用率を掲載しております。前年度と同様、共済掛金率（甲）では死廃部分で9段階、病傷部分は甲及び乙を3段階で設定をするものであります。また、冒頭で申し上げました農林水産大臣が定める料率改定であります。11ページに表が4つありますが、上から2つ目の表、3つ目の表、それから4つ目の表の中に標準率とありますが、これが本年2月17日付で農林水産省から告示された率であります。

13ページには肥育用成牛などの平成26年度適用率、それから14ページには平成25年度適用率をそれぞれ掲載しております。前年度同様、共済掛金率（甲）では死廃部分で5段階設定をしたものであります。農林水産大臣が定める料率の改定であります。13ページに表が4つありますが、それぞれの表中に標準率と記載しておりますけれども、これが2月17日付の農林水産省の告示の率であります。なお、家畜共済の危険段階共済掛金率等の変更につきましては、この議会の議決を経た上で北海道に認可申請をすることにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。8番、清水議員。

清水議員

今説明いただいたのですが、大まかにはどんなふうに変更になるのですか。掛金、上がるのか、下がるのかというのがありますね。上が

		るとすれば、どれぐらい上がるのかという、その辺のところを簡潔に説明してください。
	加納議長	産業振興課長。
	高木産業振興課長	産業振興課長の高木よりお答えをいたします。 ただいま説明申し上げましたように、過去3年間の士幌町での事故率というものを勘案した上で、この今回提案しております掛金率を設定しているわけでございますけれども、乳用成牛につきましてはおおむねここにリストを掲載をしておりますけれども、若干ずつ上がっているという状況でございます。それから、肥育用成牛でございますけれども、過去3年間の事故率等の中で上がっている部分と下がっている部分が両方あるという形での今回の改正の提案でございます。 以上であります。
	加納議長	ほかになれば、よろしいですか。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 1		日程第11、議案第8号「辺地総合整備計画の変更について」議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第8号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。 ここに記載のとおり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定により、上音更辺地にかかわる公共的施設の総合整備計画の変更について議決を求めるものでございます。 変更内容につきましては、次のページの計画書によるものでありまして、変更は表にありますとおり西上第2地区担い手畑地帯総合整備事業を追加するものであります。事業費につきましては1億円であります。このうちの辺地債につきましては800万円でございます。 以上、簡単ですが、説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで休憩に入りたいと思います。2時25分まで休憩といたします。
		午後 2時13分 休憩 午後 2時25分 再開
1 2	加納議長	それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 日程第12、議案第9号「辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。
	柴田副町長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第9号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。 これは、議案第8号と同様に辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定によりまして、下居辺地にかかわる公共的施設の総合整備計画の変更について議決を求めるものでございます。 変更内容につきましては、次のページの計画書によるものでありまして、表のとおりにありますように道路で朝陽5号線の整備事業を追加するものでございます。事業費につきましては3億2,400万円で、このうち辺地債につきましては2億9,160万円であります。 以上で説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (なし)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (なし)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)
1 3	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第13、議案第10号「北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について」を議題といたします。
	柴田副町長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について説明をいたします。 これにつきましては、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更しようとするものでありまして、変更の内容につきましては上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散、脱退することによりまして北海道市町村退職

		<p>手当組合規約の別表から削除しまして変更しようとするものであります。</p> <p>附則の施行時期でありますけれども、総務大臣の許可の日からとするものであります。</p> <p>以上、簡単ですけれども、説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 4		<p>日程第14、議案第11号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。</p>
	小林町長	<p>議案第11号は人事案件で、公平委員会委員の選任であります。現委員の中谷秀子氏が3月28日の任期をもって退任をいたしたい旨の申し出がありましたので、新たに選任するものでありますけれども、記載のとおり土幌町字土幌東4線157番地の小坂美幸氏、昭和36年2月1日生まれであります。なお、期間については平成26年3月29日から平成30年の3月28日までの4年間であります。</p> <p>同意賜ることをお願い申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p>
1 5		<p>日程第15、議案第12号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。</p>
	小林町長	<p>議案第12号は同じように人事案件で、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますけれども、現在の委員であります記載のとおり宗原徳雄氏を再任しようというものでありまして、期間については平成26年5月9日から平成29年5月8日までの3年間あります。</p> <p>同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にさせていただきます。</p>

1 6	<p>加納議長</p> <p>加納議長</p> <p>小林町長</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第12号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p> <p>日程第16、議案第13号「損害評価会委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。</p> <p>議案第13号についても人事案件で、損害評価会委員の委嘱についてでありますけれども、ホクレン清水製糖工場の原料所の人事異動に伴い、新たに選任をするものでありますけれども、前任者の鈴木拓朗氏にかわり記載のとおり小貫大輔氏を選任するものでありまして、期間につきましては残任期間の平成28年の4月1日であります。</p> <p>同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。</p>
1 7	<p>加納議長</p> <p>加納議長</p> <p>寺田総務 企画課長</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第13号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p> <p>日程第17、議案第14号「平成25年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>それでは、総務企画課長、寺田より説明申し上げます。</p> <p>平成25年度土幌町一般会計補正予算〔第6号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億5,348万3,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>繰越明許費は「第2表 繰越明許費」、地方債の補正は「第3表 地方債補正」によるものといたします。</p> <p>それでは、歳出から説明を申し上げますので、14ページをお開き願います。1款1項1目議会費は、旅費、使用料及び賃借料において実績により減額をしております。</p> <p>次に、2款1項1目一般管理費では、庁舎等耐震改修事業基金積立金の追加で、特定財源として地域の元気臨時交付金を全額充当しております。</p> <p>6目企画費は財源補正で、特定財源として地域づくり総合交付金を追加しております。</p>

7目環境対策費では、環境審議会の開催がなかったことにより報酬及び旅費をそれぞれ減額しております。

10目地域生活交通確保対策事業費は、実績による補助金の減額で、特定財源としまして国鉄土幌線代替輸送確保基金繰入金を同額減額しております。

14目愛のまち建設基金費では、指定寄附金の積み立てによるもので、特定財源としまして同寄附金を全額充当しております。なお、積立金額1,632万4,000円でございますが、このうち匿名の方より1,000万円の大口寄附をいただいているところでございます。

次に、15目飯島賞贈呈基金費は、今年度は表彰対象者がいなかったことから全額を減額し、利息については積み立てるものでございます。特定財源につきましても同様の変更を行っております。

2項2目賦課徴収費は、コンビニ収納対応業務委託料を追加計上しております。

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費は、福祉センター及び保健センターの燃料費を追加しております。

3目障害者福祉費は、日中一時支援センター、地域活動支援センターの燃料費をそれぞれ追加しております。

5目老人福祉施設費は、介護サービス事業会計の繰出金を減額しております。

9目介護福祉費は、小規模多機能施設運営助成金を追加し、10目介護保険費は介護保険事業事務費繰出金を追加計上しているところでございます。

次に、16ページ、2項1目児童福祉総務費では、認定こども園園長の報酬、臨時職員等の賃金を減額し、認定こども園の燃料費を追加しております。また、中土幌保育園運営費委託料を実績見込みにより減額をし、認定こども園及び学童保育所の工事請負費をそれぞれ追加しております。特定財源としまして、短時間型保育早朝・延長保育料負担金を追加しまして、他の負担金、使用料、国、道支出金につきましては実績見込みによりそれぞれ記載のとおり減額をしているところでございます。

2目へき地保育所費は、臨時職員等の賃金を減額し、川西へき地保育所の燃料費を追加、特定財源としましてへき地保育所使用料を減額しております。なお、子育て支援交付金につきましては国庫支出金から道支出金に変更になったことによる財源補正となっております。

4目子育て支援推進費では、財源補正で特定財源の子育て支援交付金が道支出金に変更になったことによるものでございます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費は、子育て支援交付金の財源補正でございます。

4目病院費では、病院会計へ不採算分として負担金を追加し、医療

機器整備事業出資金を減額しております。特定財源としまして、愛のまち建設基金繰入金を減額しているところでございます。

5目上水道費は、簡易水道会計への繰出金の減額でございます。

2項1目ごみ処理費は、委託料で指定ごみ袋配送保管業務委託料を実績により減額し、指定ごみ袋取り扱い業務委託料を実績見込みにより追加をしております。また、北十勝2町環境衛生処理組合運営負担金は、実績により減額をしております。特定財源としまして、ごみ処理手数料を追加したところでございます。

次に、2目し尿処理費では、実績により十勝環境複合事務組合負担金を追加するものでございます。

続きまして、5款1項1目労働費は、定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金を追加しております。

18ページに移りまして、2目失業対策費では、実績により企業支援型地域雇用創造事業委託料を減額し、特定財源としまして道事業補助金を同額減額しております。

次に、6款1項3目農業振興費では、強い農業づくり事業補助金を追加し、特定財源として道補助金を全額充当しております。

4目農業振興基金運用事業費では、実績により報酬を減額し、見込みにより基金積立金を追加するもので、特定財源につきましては同基金利子収入を追加しているところでございます。

5目農業振興人材育成基金運用事業費では、見込みにより基金積立金を追加し、特定財源としまして同基金利子収入を全額充当しております。

7目土地改良事業費では、道営事業及び町の団体営事業の実績により委託料から補償費について、それぞれ記載のとおり減額をしております。特定財源につきましては、道営土地改良事業受益者分担金、一般単独事業債、辺地対策事業債を減額し、地域の元気臨時交付金、公共事業債を追加しているところでございます。

9目土地利用集積円滑化事業基金運用事業費では、事業費助成を追加し、見込みにより基金積立金を追加しております。特定財源につきましては、基金利子収入、雑入金を追加しております。

2項1目林業振興費は財源補正でありまして、エゾシカ対策費に係る地域づくり総合交付金を追加しております。

20ページに行きまして、2目林道費でございますが、事業の実績により道営林道事業負担金を減額し、特定財源につきましては辺地対策債を減額しております。

次に、7款1項2目観光振興費では、下居辺交流施設運営費補助金を追加しております。

次に、8款1項1目土木総務費は、防犯灯の省エネルギー化による見込みで電気料を減額し、特定財源として省エネルギー化事業にかか

わる地域づくり総合交付金を追加しております。

3目公園管理費は、電灯の省エネルギー化により電気料を減額し、事業の実績により委託料を減額したところでございます。

2項3目道路橋梁新設改良費では、事業の実績及び国の追加補正予算に伴い、委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償費についてそれぞれ記載のとおり予算整理を行ったところでございます。特定財源につきましては、国庫支出金の社会資本整備総合交付金、地域の元気臨時交付金を追加し、町債については辺地対策事業債、一般単独事業債を減額し、公共事業債を追加したところでございます。

4項1目公共下水道事業費は、下水道事業会計への繰出金を減額したところでございます。

5項1目住宅管理費は財源補正で、特定財源として町営住宅使用料及び地域住宅計画関連事業交付金を追加しております。

22ページの2目住宅建設費は、事業の実績により工事請負費を減額しております。特定財源としまして、町営住宅使用料を減額し、地域住宅計画関連事業交付金をそれぞれ追加したところでございます。

続きまして、9款1項1目消防費でございますが、北十勝消防事務組合への負担金において実績により署費、団費、本部共通経費をそれぞれ減額し、ポンプ車の起債対象外分の消防施設費を追加したところでございます。

次に、10款2項1目学校管理費は小学校の燃料費を追加し、2目教育振興費では教育教材購入費を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を全額充当しております。

3目言語学級費は、ことばの教室の燃料費を追加しております。

3項2目教育振興費は、教育教材購入費を追加し、特定財源として愛のまち建設基金を全額充当しております。

4項1目学校管理費では、施設備品購入費を追加し、特定財源としまして愛のまち建設基金繰入金を全額充当したところでございます。

5項1目幼稚園費は、臨時職員賃金を減額し、特定財源として幼稚園保育料を減額しております。

24ページに移りまして、6項5目総合研修センター管理費では、燃料費及び電気料を追加計上したところでございます。

次に、歳入について説明いたします。12ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源でございますが、18款1項1目繰越金の前年度繰越金に9,023万2,000円を追加しまして、13ページの19款5項5目雑入の備荒資金組合納付還付金を1億7,954万8,000円減額しまして収支のバランスをとったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございますが、国の補正予算、緊急防災・減災事業債を活用し実施する事業において、年度内に完了することが困難な事業を計上しております。3

加納議長	<p>事業で総額 3 億3,046万1,000円を翌年度へ繰り越し、実施しようとするものでございます。</p> <p>ここでちょっと暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 2時46分 休憩 午後 2時47分 再開</p>
加納議長 寺田総務 企画課長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>それでは、引き続き説明をさせていただきます。</p> <p>6 ページの第 3 表、地方債補正でございますが、事業の確定に基づきまして公共事業債、一般単独事業債、辺地対策事業債において起債限度額を変更するものでございます。</p> <p>なお、25ページにおきましては特別職の給与費明細書を、次の26ページには地方債の現在高に関する調書をそれぞれ掲載しておりますので、参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。11番、大西議員。</p>
大西議員	<p>今説明の中で愛のまち建設基金の中に1,000万円の篤志寄附があったと。誰がくれたのか私も知りませんが、ここだけで終わるのでなくて、偶然勝毎の記者も来ていますので、マスコミを使ってこういう1,000万円の寄附があって、こういうものの目的にこういう指定寄附がありましたということを報道してもらうのもやはり、誰がしたかはわかりませんが、してもらった人にやっぱり敬意を表するためにやるべきだと思うし、またその指定寄附でそれを使う団体なりなんなりがやっぱりそういう人から寄附をもらってこういうものができたのだという感謝もするだろうから、やっぱりこのままで議会で終わっていくというわけにはいかぬだろうなと思うのです。多分篤志にしてくれと1,000万円も出した独特な方ですから、何もしなくてもいいとは言っていると思うのですけれども、町民にやっぱりそういう寄附があったよということを知らしめるのも大事なことだと思うので、偶然勝毎の記者もいるわけでありますから、書いてもらうようなことも行政としてしたらどうですか。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>1,000万円の匿名の寄附を受けたわけでありますがけれども、内容的には来年度建設する障害者総合施設の建設費に充ててくれということ寄附をいただいたのでありますけれども、何度か私も直接行って、せっかくの寄附ですからということをお話ししたのですけれども、寄附の人が何とか匿名にしてほしいということなので、町としては感謝</p>

	<p>状は差し上げたところでありますけれども、名前の公表だとか、普通は1,000万円でありますと叙勲の対象にもなるのでありますけれども、それも何とかやめてほしいということなのですから、そういう面では大変ありがたいというふうに思うとともに、寄附者のそういう意思を尊重してそういう取り扱いにさせていただきましたので、了解いただきたいと思います。</p>
加納議長	8番、清水議員。
清水議員	16ページの13節ですが、中土幌保育所の運営費委託料1,000万何がし減額されているのですが、その要因について説明してください。
加納議長	子ども課長。
高橋	子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。
子ども課長	当初予算で予定しておりました人数より途中入所等の幼児がいなかったものから、それで実績がこのような形になってしまったのですが、特に未満児ですと月額料金が非常に20万円とかという高い料金になってしまうものから、そこを当初勘案していたのですが、実際は入所はなかったということでこのような結果になりました。
	以上です。
加納議長	1番、秋間議員。
秋間議員	15ページの総務費の2目でございますけれども、128万1,000円、コンビニ収納対応業務委託料と、こういうふうになってございますけれども、これは委託料ですけれども、このコンビニに対する対応のシステムと申しますか、どのような形のものを想定して委託をするのか。
加納議長	町民課長。
伊賀	コンビニ収納は、以前から実施を考えておりました。これは、あくまでも滞納対策を兼ねておりますけれども、最近は24時間収納が可能ということで、これは北海道銀行さんのほうに提供いたしまして、各コンビニチェーン全店に加盟をいただきまして、道内各コンビニからいつでも納付ができるというような、そういうシステムを事前準備ということで計上させていただきました。
	以上です。
加納議長	8番、清水議員。
清水議員	17ページの労働費ですが、212万円が定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金となっておりますが、これはどこでどなたが建設されますか。
加納議長	産業振興課長。
高木産業振興課長	産業振興課長、高木よりお答えをいたします。
	この212万円の追加でございますけれども、町内の事業者の方が1棟4戸のマンションを建設するというので、既存予算であと約100万円ほど残りがあつたのですけれども、所要額の300万円を助成する

		ために212万円の追加を行うものでございます。
		以上であります。
	加納議長	ほかにございませんか。 (な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 8		日程第18、議案第15号「平成25年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。
	大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より平成25年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ892万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億941万8,000円とするものです。 歳出から説明いたしますので、7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、介護報酬改定に係る改修といたしまして、介護保険システム改修委託料30万5,000円を追加するものです。特定財源といたしましては、介護保険システム改修事業費補助金15万2,000円、事務費繰入金15万3,000円を充当するものです。 2款1項1目居宅介護サービス給付費は、実績見込みにより380万円減額し、1億120万円とするものです。特定財源としましては、記載のとおり制度のルールに基づき減額するものです。 3目地域密着型介護サービス給付費は、実績見込みにより1,000万円減額し、6,880万6,000円とするものです。特定財源としましては、記載のとおり制度のルールに基づき減額するものであります。 8ページ、5目施設介護サービス給付費は、実績見込みにより1,000万円追加し、2億8,900万円とするものです。特定財源としましては、記載のとおり制度のルールに基づき充当するものであります。 4項1目高額介護サービス費は、実績見込みにより30万円追加し、1,230万円とするものです。特定財源としましては、記載のとおり制度のルールに基づき充当するものです。 9ページをお開きください。6項1目特定入所者介護サービス費は、実績見込みにより350万円追加し、4,550万円とするものです。特定財源としましては、記載のとおり制度のルールに基づき充当するものであります。 4款1項1目介護給付費準備基金積立金には、繰越金及び過年度収

		<p>入合計から償還金及び予備費を差し引いた余剰金861万5,000円を追加し、866万4,000円とし、基金に積み立てするものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。</p> <p>以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第15号を採決します。
		本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 9		日程第19、議案第16号「平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。
	波 多 野	特別養護老人ホーム施設長、波多野から平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第3号〕を説明いたします。
	特 老	第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,447万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,662万2,000円に改めようとするものでございます。
	施 設 長	初めに、歳出から説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費での7節賃金で準職員の中途退職等による1,500万円の減額、11節需用費におきましては修繕料としまして特殊浴槽、厨房配膳キャスター修繕等52万5,000円を追加計上するものでございます。
		次に、歳入について説明申し上げますので、4ページをごらんいただきたいと思います。3款1項1目一般会計繰入金1,447万5,000円を減額し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。
		以上で説明を終わります。審議賜り、原案どおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。11番、大西議員。
	大西議員	ちょっと今賃金の1,500万円、臨時職員の賃金のマイナスは準職員が途中でやめたからという説明でしたけれども、1人で1,500万円も給料をもらっているわけでないから、臨時職員が何人かやめたのか。やめたのだと思うけれども、本採用になって臨時職員の給与費が下が

ったのか。何せ今107床満床でいるわけですから、臨時職員が1,500万円といたら少なくとも4、5人の臨時職員がいなくなるとならないのですから、それだけいないとまた満床でいたらちょっとクリアできなくなるので、その辺は詳しくちょっと教えて。

加納議長 施設長。

波多野 波多野よりお答えいたします。

特老 準職員5名、途中で退職しております。内訳としましては、厨房の
施設長 ほうで2名……失礼いたしました。済みません。4名が退職でございます。1名は育児休業ということで、介護員が1人育児休業をとっております。厨房が2名、看護師が2名ということで中途退職してございます。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 一番心配するのは、1人はあれだからいいけれども、4人はやめたわけですから、それを臨時採用していかないと満床の特養を運営できるの、それだけ4名も少なくとも。

加納議長 施設長。

波多野 準職員の中も年数のたった人がおやめになって、臨時の人の1種を入れたということで、相殺してそういう金額になってございます。

加納議長 ちゃんと聞こえない。

波多野 済みません。準職員もかなり年数たった人がおやめになったので、
特老 臨時職員を、1種の臨時を雇って対応してございます。その差額という
施設長 ことでございます。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 だろうと聞いているわけでしょう。だから、準職員が4人やめた
のでしょう。それで、給与費は2,000万円なら2,000万円、それを対応
するために、補助するために新しく臨時職員を何名を入れて、何ぼの
給料で差額が1,500万円と説明してくればわかりやすいのだけれども、
何だかよくわからないのだから。そのように聞いているのだから。

加納議長 施設長。

波多野 申しわけございません。大まかなのですけれども、退職と育児休業、
特老 合わせて2,000万円、それでそれにかわる臨時としまして4名入れま
施設長 して460万円ということですから、ちょっと若干あれしますけれども、
1,500万円ということで減額させていただいております。

加納議長 ほかにございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第16号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

		(異議なし)
20	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第20、議案第17号「平成25年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。
	土生建設課長	建設課長、土生から平成25年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,748万4,000円に改めようとするものであります。 最初に、歳出から説明申し上げますので、6ページをごらんをいただきたいと思います。1款1項1目一般管理費の27節公課費でございますけれども、消費税を申告した結果、納付額が発生しませんでしたので、100万円全額を減額するものでございます。 2目水道管理費では、18節備品購入費で水道メーター器の購入単価が下がったことにより100万円を減額するものでございます。 2款1項1目水道施設費の13節委託料で土幌簡水事業にかかわる事業精査によりまして100万円を減額、15節工事請負費では道道と町道の道路等事業の他の事業者からの要請に伴う移設工事の減で1,100万円、土幌簡水改修にかかわる改修工事等の精査によりまして200万円、合わせて1,300万円を減額するものでございます。特定財源では、水道管移設工事負担金1,000万円と一般会計からの繰入金2,740万円を減額するものでございます。 次に、歳入の一般財源について説明申し上げますので、5ページをごらんをいただきたいと思います。4款1項1目繰越金で前年度繰越金2,040万円と5款諸収入、2項雑入、1目雑入で消費税の還付によりまして100万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。 以上で説明を終わりますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。 以上でございます。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (なし)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (なし)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第17号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。

2 1	土 生 建設課長	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第21、議案第18号「平成25年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。</p> <p>建設課長、土生から平成25年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明申し上げます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ317万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,223万2,000円に改めようとするものであります。</p> <p>最初に、歳出から説明申し上げますので、5ページをお開きをいただきたいと思えます。1款1項1目一般管理費では、3節職員手当等で3万円を追加するものでございます。詳細につきましては、6ページの給与費明細書をごらんをいただきたいと思えます。</p> <p>次に、2目下水道管理費では、13節委託料で事業の精査、執行残を合わせまして80万円を減額、15節工事請負費では公共ますの設置箇所数の減と入札執行残を合わせまして210万円を減額するものでございます。特定財源で公共下水道事業に対する一般会計からの繰入金869万4,000円を減額するものでございます。</p> <p>次に、3目の集落排水管理費では、13節委託料で污水管内調査止水委託業務の執行残として30万円を減額するものでございます。特定財源では、集落排水事業に対する一般会計からの繰入金、同額を減額するものでございます。</p> <p>次に、歳入の一般財源について説明申し上げますので、4ページをごらんをいただきたいと思えます。5款1項1目繰越金で前年度繰越金を582万4,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。</p>
	加納議長	<p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第18号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
2 2		<p>日程第22、議案第19号「平成25年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>

高木産業 振興課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、高木より平成25年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明申し上げます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。</p> <p>畑作物共済勘定の歳出予算を説明しますので、4ページをお開き願います。先に4款を説明いたします。4款1項1目基金繰出金、25節積立金で238万1,000円の追加でございますが、前年度のばれいしょ共済は仮払いをしておりましたが、本年度の精算で仮払金と同額で決定をしています。前年度において仮払金支払いのために一時的に基金から借りていた金額を戻すため、基金に積み立てしようとするものでございます。</p> <p>次に、4款の上の2款1項1目ばれいしょ共済金238万1,000円の減額でございますが、歳入歳出予算の総額を変更せずに補正を行うための調整でございます。</p> <p>歳入予算の補正はございません。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第19号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
2 3	<p>日程第23、議案第20号「平成25年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。</p>
奥村病院 事務長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。病院事務長。</p> <p>国保病院事務長、奥村より議案第20号 平成25年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第1号〕について説明します。</p> <p>第2条の業務の予定量につきまして、(2)の年間患者数、入院1万8,250人を1万7,716人に、外来3万2,427人を2万6,793人に改め、(3)の1日平均患者数、入院50人を48.5人に、外来132人を109.4人に改め、(4)の主要な建設改良事業の有形固定資産購入費2,560万円を2,040万4,000円に改めるものです。</p> <p>第3条の収益的収入及び支出の予定額では、収入、第1款病院事業収益9億4,229万2,000円を8億9,697万4,000円に、第1項医業収益6</p>

億5,844万4,000円を6億312万6,000円に、第2項医業外収益2億8,384万8,000円を2億9,384万8,000円に改めるものです。

次に、支出、第1款病院事業費用9億7,970万8,000円を9億3,439万円に、第1項医業費用9億5,966万9,000円を9億1,435万1,000円に改めるものです。

第4条の資本的収入及び支出の予定額では、収入、第1款資本的収入5,635万3,000円を5,273万円に、第1項一般会計出資金5,110万3,000円を4,952万2,000円に、第2項国・道補助金交付金525万円を320万8,000円に改めるものです。

次に、支出、第1款資本的支出7,675万8,000円を7,156万2,000円に、第1項建設改良費2,560万円を2,040万4,000円に改めるものです。

第5条の議会の議決を経なければ流用することができない経費では、予算第6条の(1)、職員給与費6億4,081万円を6億491万円に改めるものです。

第6条の他会計からの補助金では、2億8,000万円を2億9,000万円に改めるものです。

第7条の棚卸資産の購入限度額では、予算第8条に定めた1億393万7,000円を9,847万3,000円に改めるものです。

それでは、説明書に基づき支出から説明しますので、6ページをお開きください。支出、1款1項1目給与費では、職員の退職などに伴い3,590万円を減額するもので、1節給料で340万円、2節手当で1,750万円、3節賃金で1,000万円、4節法定福利費で500万円をそれぞれ減額するものです。

2目材料費では、患者数の減少や使用材料の見直しなどの実績等を勘案し、550万円を減額するものです。1節薬品費では点滴薬、抗生剤等の購入増などもあり450万円の増額、2節診療材料費では800万円の減額をするものです。

3目経費では、実績等を勘案し391万8,000円を減額するもので、1節報償費を720万円の減額、2節旅費交通費で90万円の減額、4節消耗品費で40万円の減額、5節消耗備品費で8万2,000円の増額、6節節光熱水費で180万円の増額、7節燃料費で340万円の増額、10節修繕料で30万円の増額、14節委託料で100万円の減額を行うものです。

続いて、収入について説明しますので、5ページをお開きください。収入、1款1項1目入院収益につきましては、実績から見て主に入院患者数の減少により1,800万円を減額するものです。

2目外来収益につきましては、外来患者数が見込みを下回り、3,000万円を減額するものです。

4目その他医業収益では、各種検診の利用者が見込みより少なかったため、1節公衆衛生活動収益で400万円、2節医療相談収益で331万8,000円、4目全体で731万8,000円減額するものです。

2項2目他会計負担金では、不採算地区病院の運営に要する負担金として1,000万円を増額し、2億9,000万円とするものです。

次に、資本勘定の資本的支出から説明しますので、7ページをお開きください。支出、1款1項1目有形固定資産購入費では、実績により1節器械及び備品購入費519万6,000円を減額するものです。

次に、これにかかわる収入ですが、1款1項1目一般会計出資金は、購入器械の価格減と北海道の補助金が得られたことにより2節医療機器購入事業出資金を158万1,000円減額するものです。

3項3目国・道補助金交付金は、1節国・道補助金交付金を204万2,000円減額するものです。

以上で説明を終わります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。11番、大西議員。

大西議員 1ページの外来患者3万2,427人が2万6,793人、5,634人の減で予算として3,000万円の収入減ということで、見込み違いだということですが、どうしてこんなに見込みが違ったのか、その原因についてお聞きします。

加納議長 病院事務長。

奥村病院事務長 見込みについて、明確に原因を説明するのはちょっと難しいのですが、風邪がはやらなかつたとか、何とも……とにかく予算をつくるために患者数を見込んだという面もありまして、ちょっと実態をかけ離れた数字になっていた面もないわけではないと、そのように思います。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 まさに今答えたとおり、当初は架空の入院を入れてつじつまを合わせて収入計算したから、こういう結果になったのだけれども、そういう予算立てが本当にいいのか。本来のあり方に戻していかないと、頭から初めは何ぼだよと、それから補正で少し少し減らしていくというやり方なのだろうと思うけれども、それは会計上そういうのは正当なのか。足りなくなった場合、後でだっと補正するのがいいのか。何か初めの予算を俺らで審査するとき、絶対来そうもない患者を予算として審査するわけでしょう。正当な審査が俺らその予算の審査でできないでしょう、それなら。そういう初めから減らして、今までの2億9,000万円だとか3億円だとかを一応他会計からの負担金として入れるような形で予算をつくって行って、それで最後にまた足りなかつたらまた足すとか、余れば返すとか、そういう形のほうがわかりやすいのではない。どこにそんなこんな来るわけないのに。わからない。頑張れば1日22人だから、それはちょっと評判いい医者が来れば、どんどん、どんどん帯広に行くのをやめてこっちに、風邪が蔓延しなくてもふえていくのだと思うのです。いい医者が来ればね。それは何を私は

言わんとしているかということ、事務長、議会でこんなことを言われたとよく院長にしゃべってくれるので結構だけれども、だから予算のつくり方を今後、今回はもうつくってしまったから、なかなか差しかえるのは面倒なのでいいですけども、今後ちょっとそういうのを理事者と検討してくださいよ。余り架空な数字を出して、これだと審査できないので、よろしくお願いします。

加納議長 よろしいですか。何か。副町長。

柴田副町長 予算の組み方で、以前からこういう組み方をしているわけで、その前はもっと付加していた分があったのです。今は赤字予算ということで組んでいますけれども、支出のほうは材料費から人件費から変わらないわけですから、支出のほうはそのままなのです。要は歳入をどう見るかということで、人数もそうですけれども、1人当たりの単価もそういうことなのです。今後どうするかということなのですけれども、そうなる今度また一般会計の繰入金の金額をいかに見ていくかというところがまた難しいところがありますので、ちょっと答えづらいのですが、どこでつじつまを合わせていくかということになってしまいますので、できるだけ実態に近づくような予算の組み方をちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 事業会計の予算の組み方、決まりか何かないのかね。もしあるとすれば、これを赤字を先につくって一般会計から補填して会計できないとか、そういう決まりがあればこれでもしようがないのだと思うのだ、付加するより。その辺よくセンター長、ゆっくり勉強して来年度の置き土産をお願いします。

加納議長 センター長、よろしいですか、それで。センター長。

山中保健医療福祉センター長 今大変厳しい指摘を受けているところでございますけれども、実績により近づけていくということは当然重要なことだと思います。ただ、低いから低いままの予算を組んでいたのでは、それが目標なのと言われるてもまた困るところもございますので、その辺の加減を見ながらやはりやっていかなければならない部分もあるのかなと思っておりますので、十分内部で協議しながら対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

加納議長 ほかにございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで3時40分まで休憩といたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時40分 再開

24・25	加納議長	それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
26・27		日程第24、議案第21号「平成26年度士幌町一般会計予算」
28・29		日程第25、議案第22号「平成26年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算」
30・31		日程第26、議案第23号「平成26年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」
32		日程第27、議案第24号「平成26年度士幌町介護保険事業特別会計予算」
		日程第28、議案第25号「平成26年度士幌町介護サービス事業特別会計予算」
		日程第29、議案第26号「平成26年度士幌町簡易水道事業特別会計予算」
		日程第30、議案第27号「平成26年度士幌町公共下水道事業特別会計予算」
		日程第31、議案第28号「平成26年度士幌町農業共済事業特別会計予算」
		日程第32、議案第29号「平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算」
		以上9件を一括議題といたします。
		職員に朗読させます。
		なお、予算書の各表の朗読は省略し、議案書のみ朗読いたします。
	仲山	議案第21号 平成26年度士幌町一般会計予算。
	総務係長	地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。
		議案第22号 平成26年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算。
		地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。
		議案第23号 平成26年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算。
		地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。
		議案第24号 平成26年度士幌町介護保険事業特別会計予算。
		地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。
		議案第25号 平成26年度士幌町介護サービス事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第26号 平成26年度士幌町簡易水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第27号 平成26年度士幌町公共下水道事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第28号 平成26年度士幌町農業共済事業特別会計予算。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成26年度士幌町農業共済事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第29号 平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。

以上でございます。

加納議長

お諮りします。

ただいま議題としている議案第21号から議案第29号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任して、付託の上、審査することにしたと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をすることにしたと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

よって、委員会審査が終わるまで休会とすることに決定しました。

引き続きこの場所において予算審査特別委員会を招集します。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時46分)